

「個人情報保護法 いわゆる３年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要

意見提出者（令和７年４月１６日現在）

参考資料 2

● 有識者（８名）

- ・ 石井夏生利 氏
- ・ 板倉陽一郎 氏
- ・ 佐藤一郎 氏
- ・ 新保史生 氏
- ・ 高木浩光 氏
- ・ 長田三紀 氏
- ・ 森亮二 氏
- ・ 山本龍彦 氏

● 経済団体・消費者団体等（２２者）

- ・ 一般社団法人 AI ガバナンス協会
- ・ 一般社団法人次世代基盤政策研究所
- ・ 一般社団法人新経済連盟
- ・ 一般社団法人全国消費者団体連絡会
- ・ 一般社団法人データ社会推進協議会
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・ 一般社団法人日本 IT 団体連盟
- ・ 一般社団法人日本経済団体連合会
- ・ 一般社団法人日本 DPO 協会
- ・ 一般社団法人日本ディープラーニング協会
- ・ 一般社団法人 MyDataJapan
- ・ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ・ AI 法研究会政策提言部会
- ・ 健康医療情報が拓く未来会議
- ・ 公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・ 公益社団法人日本医師会
- ・ 公益社団法人日本歯科医師会
- ・ 公益社団法人日本薬剤師会
- ・ サステナビリティ消費者会議
- ・ 主婦連合会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ プライバシーテック協会

※ 下線は前回公表時（令和７年３月６日）以降の意見提出者。

目 次

1 総論・全体的な意見	3
2 短期的に検討すべき追加論点について	6
(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方	6
ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方	6
(ア) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方	6
(イ) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方	15
(ウ) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方	17
イ 本人への通知が行われなくても個人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方	20
(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）	22
3 再整理された制度的課題について	23
(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方	23
ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方	23
イ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い	25
(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方	32
ア 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方	32
イ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方	34
ウ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方	36
(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方	36
ア 勧告・命令等の実効性確保	36
イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方	37
ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否	37
エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否	39
オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方	40
4 その他	41

1 総論・全体的な意見

- 制度的課題については重要な項目が挙げられている。
- 今回のいわゆる3年ごと見直しにおいて提案された各論点は全体として見れば、バランスの取れた優れたパッケージ。特に、「統計作成等であると整理できる AI 開発等」に関する同意規制の緩和は、産業界待望の提案であり、個人情報の利活用に十分な配慮がなされた提案。今回の提案の中には、利活用の窓口を絞る事前規制から、事後的ガバナンスの重視に移行するものが見られる。このように、事前規制を緩和する場合には、事後的な問題行為に対する制裁と被害回復の強化は不可欠であり、それがなければ消費者の信頼が失われ、かえって利活用を阻害することにもなる。これらの利活用のための提案は、課徴金と団体訴訟と不可分の一体的なパッケージとして把握されるべき。
- 個人データを源泉とする社会価値創出への期待は大きく、個人の信頼を前提としたデータ連携の推進に向けた取組の重要性も認識。また、AI の進化には学習などに用いるデータ量の拡大と質の向上が不可欠であり、我が国の AI 戦略の観点からも、データ流通促進に向けた制度整備の議論が加速する事を期待。
- 多くの団体や有識者に改めて個人情報保護委員会事務局がヒアリングを通じ、論点の見直し、追加を行ったことを評価。再整理された各論点については本人関与に係る規律の在り方など基礎的な考え方の見直しも含まれており、他の論点への影響、新たな考え方を前提とした新たな懸念やリスク、行政機関や研究機関、中小企業など多様なステークホルダーや活用ケース、論点毎の専門家や実務者、多様なデータ主体など、可能な限り多様な検討の視点やケースを想定し、引き続き丁寧な議論がなされることを期待。
- EU においてもデータ利活用制度の検討の中で（一般法である）GDPR の位置付けが揺らいだり変化したりすることはなく、データ法・EHDS 法等にも規定上その旨が明記されている。我が国においても、データ利活用制度の議論は（一般法である）個人情報保護法の在り方に影響を与えるべきではなく、むしろ改正個人情報法の内容を踏まえた上で、データ利活用制度の検討がなされるべき。
- 国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個人情報保護法であってほしい。日本の個人情報保護法は、外国のデータ保護法制、例えば、EU の一般データ保護規則（GDPR）と比較すると、個人情報の取扱いをより広く認める内容となっており、その意味ではデータの利活用に配慮したものといえる。特段の必要性がない場合には、外国のデータ保護法制と整合させるためだけに規制を強化する必要はない。他方で、デジタル化の進展や AI 等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、個人情報の保護とデータの利活用とのバランスを取りながら、ガイドラインや Q&A によって現行の規制内容を明確化したり、個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することは検討の必要がある。
- AI 開発等のためにデータを横断的に解析するニーズが高まっている現状に鑑みると、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない利用形態について

は、現行の同意要件を緩和する合理的根拠がある。統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されることを条件として、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする提案は、データ利活用の促進と個人の権利利益保護のバランスを図る上で有意義。しかしながら、個人情報取扱事業者の義務の緩和においては、「AI 開発の現実」と「個人の権利利益保護のバランス」を図りつつ、緩和の対象範囲や事業者が講ずべき措置等を慎重に定めることが必要。

- 個人の権利利益を保護する観点から考慮すべきリスクとして、「（D）自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク」（いわば自己情報のコントロールに関するリスク）が示されたこと、また、事務局ヒアリングにおいて（D）を含む全てのリスクに「バランス良く対応すべきという指摘が多く示された」と整理されたこと（少なくとも（D）が考慮すべきリスクから排除されなかったこと）はまずは積極的に評価できる。
- 「本人の権利利益への直接の影響」を考慮に入れ、その影響が認められるものについて本人関与を認めるとの基本的方向性に賛同するが、その根拠はあくまで情報自己決定権の行使であり、本人の権利利益に対する直接的影響を考慮して同意例外をある程度認めるという考え方に置かれるべき。
- 仮に日本で同意例外を広げる場合、GDPR のように、本人の異議申立て権などが認められないと、「正当な利益」等に関する事業者側の広範な解釈によって個人情報に不当に第三者に提供等されるリスクが大きくなるように思われる。同意例外を広げようとする場合、「公共の利益」「正当な利益」該当性判断の合理性をいかに担保するかが重要な論点となる。これらについても具体的に検討すべき。
- 我が国における政治過程ないし立法過程の現実を踏まえると、「ステークホルダー」からの意見聴取プロセスに市民社会の声が適切に反映されるか、疑問ないではない。個人情報保護委員会が「独立」委員会であることを踏まえ、こうした意見聴取プロセスや規則策定プロセスの公正性には配慮すべき。
- 情報通信技術の高度化が進み、大量の個人情報を含むビックデータを利活用するビジネスやプロファイリングの利用が広がり、これまでとは比較にならないほどプライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まっている。そうした社会的環境の変化に応じた規制をすべき。個人情報は個人にとって大変重要なものであり、利用することを了解するかどうか、その個人の判断を求めることは、どんな場面であっても大原則であることを改めて共通の理解とすべき。
- 統計作成や AI の利用において同意なしにするなどの規制緩和をする場合には、これに基づいて大量の個人情報が利用されることが予想され、法令違反が行われた場合の被害が甚大となり、大量の個人情報の漏えいについても懸念。こうしたことが起こらないよう強い抑止効果が必要であり、課徴金制度や差止請求制度及び被害回復制度は必須。

- 2月5日の委員会資料には、統計情報等の作成の他にも、公衆衛生の観点など条件付きで本人同意の規制を緩和する考え方が示されている。現行の規制を緩和する改正は、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、及び、関係事業者（提供元及び提供先）が適正な利用を確保する法令遵守体制を有することが担保される制度整備、並びに違反行為への制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化と同時に必要がある。デジタル技術の進化に伴うデータ利活用が、個人の権利利益が確かに守られるルール整備を伴って進むよう強く要望。
- 法令違反する事業者は確実に存在するので、違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金、差止請求など）を創設・強化することは必須。個人情報保護の適正な利活用のためにも、個人情報保護委員会の役割に期待する。
- 医療分野など、特にデータの利活用が望まれる分野については、本考え方の検討内容を踏まえ、特別法の検討を進めていただくことを要望。
- 特にこれまでステークホルダーとして位置付けられてこなかった消費者・消費者団体を検討の場に加えて個人情報保護法改正を論議したことは重要な転換。個人情報保護委員会本体、「検討会」、ヒアリングなどで、積み上げてきた論点を全面的に生かし、一日も早く法改正の検討に着手することを心より求める。
- 個人の権利利益を傷つけ侵害するような悪質な事案には、厳罰化が必要。例えば、特定商取引法では刑事罰が軽いことから、一度罰を受けた事業者が異なる会社を立ち上げて悪質な事業を再開する、のれん分けのような形で事業が拡大するなどの事例が後を絶たない。罰金として 300 万円支払ったケースでも数十億円に及ぶ不当利得は手元に残ったままという状況。検討会報告書でも強く打ち出したように、個人情報を不当に取り扱った者が累犯を起ささないよう、課徴金制度を導入すること、適格消費者団体による差止請求制度、更には被害回復制度を創設することは必須。
- 3月5日の委員会文書には、かなり多くの重要な論点が含まれており、中間整理以降、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえての議論がまだ深められていない部分もあるところ、特に規制強化に繋がる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、実態把握や影響分析をしっかりと行った上で、慎重な議論が必要。利活用のための見直しについても、事業者が期待する利活用が実際に可能となるのか、ユースケースを持ち寄った上で検討することが重要であるところ、具体的にどのような条文案が想定されるのか等によってもビジネスへの影響や利活用可能な範囲等が変わってくると認識。
- 政府全体のデータ戦略やデータ利活用のための制度設計の在り方に関する議論も踏まえ、個人情報保護とデータ利活用促進との一体的な検討がなされることを期待。

- 公表された個人情報保護法の制度的課題に対する考え方については、必要な論点は含まれているが、網羅性という視点では十分ではない。
- 今般、個人データの利活用を含む、個人情報保護法制の全体的な課題に関する整理が示されたことを歓迎。この整理によって、ようやく個人情報保護法の見直しに向けた議論のスタートラインに立ったことを評価。
- 今般公表された「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」（2025 年 3 月 5 日）には規律の大まかな方向性は示されているものの、意図が不詳な記載も散見され、具体的な運用方法の大半は今後の下位法令（政令、委員会規則等）やガイドライン、Q&A 等の策定・改訂に委ねられている。個人情報保護委員会には、今般示された考え方が、真に生活者価値の向上や企業価値の創出に資するデータの適正な利活用の促進につながるよう、他方で事業者に過度な負担を課すことのないよう、引き続き経済界との緊密な対話を強く求めたい。こうした対話を通じて、事業者がビジネス上で直面する課題や、データ利活用・促進に向けたポジティブな意見等を丁寧に聴き取り、個人情報保護法および下位法令等の見直しに反映することを強く要望。
- 業種・分野の垣根を超えた広範なデータの利活用・連携を推進する観点からは、今般の個人情報保護法の見直しの趣旨や取組等につき、分野横断で理解増進・普及啓発の徹底が不可欠である。個人情報保護委員会には、政府全体に横串を刺す形で、各分野・業法を監督する関係省庁と緊密に連携するよう要望。

2 短期的に検討すべき追加論点について

※ 本年 1 月 22 日の「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」中、短期的に検討すべき追加論点として挙げているものについての意見を記載している。

- 追加された論点はいずれも項目として妥当。
- 防犯、防災のためのデータ収集、利用、第三者提供も本人同意なくして行うことができるようにする必要があり論点に追加すべき。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(ア) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成にのみ利用されることの担保の在り方について、類型を想定した上で議論することが有用。AI モデルの作成又は学習のためのク

ローリングは一般的な事業者が行うことも想定できるが、PETs を前提とした企業同士のデータの結合は原則として PETs サービスプロバイダを利用するのではない。

- 「本人の権利利益への直接の影響」を考慮して、本人の関与の範囲や強度を決めることには合理性があり、個人の権利利益への影響を考慮した同意規制の在り方を検討していることは評価できる。しかしながら、統計情報等の作成にのみ利用されることを担保するためには、提供先や取得者に義務を課すだけでは十分ではない。誰もが提供先・取得者になり得るのであれば、そもそも義務を守るつもりのない主体が提供先・取得者として参加するおそれがある。統計化前の情報についての目的外利用や第三者提供等を防止するためには、提供先・取得者となる者が、それらを防止するためのマネジメントシステムを有する主体であることが必要であり、これを担保するための第三者認証等の仕組みが必要。
- AI 開発等も統計作成等であると整理されており、データ流通の促進とそれを通じた AI の進化や社会課題の解決に寄与するものであり、かかる内容に賛同し、議論が加速することを期待。本人同意なき個人データ等の第三者提供については、ステークホルダー間の信頼の確保が前提となり、そのためには同時に適切なガバナンスの確立が必要。PETs はガバナンスにも貢献するものであり、普及啓発に向けて個人情報保護委員会の積極的な関与を期待。
- 本検討の内容に賛同。本検討の内容に沿った法改正が早期になされること、及び、本検討の内容を踏まえ、特にデータの利活用が求められる分野についての特別法についての議論がより促進されることを要望。
- 本人同意不要で個人データ等の第三者提供や公開された要配慮個人情報の取得が可能となる範囲を広げるという方向性には賛同。
- デジタル・AI 領域は急速に進展している分野であり、既に広く様々な文献（著者名を含む）や議事録、諸資料やインターネット上に公開されている個人情報を含む多くの情報などが AI 学習に使われている現状に照らして、それらの行為が個人情報保護法上問題とされるような混乱を生じさせず、かつ、社会の発展を阻害しないよう、実態の把握を前提とした迅速な制度設計を進めていただきたい。
- AI・データの利活用を推進するに当たっては、統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する場面等においては、適切なガバナンスを確保することが必要。そのための手段として、PETs や AI の保護技術等の活用が有用であるため、かかる技術の有用性については個人情報保護委員会からも積極的に普及啓発されることを要望。
- LLM 等を開発する事業者にとっては AI 開発のためのデータ利用を容易にする仕組みが必要であるため、賛同。想定されるユースケースを明確化するとともに、どのようなケースに本例外を適用可能なのかについても具体化をお願いしたい。
- 具体的な対象範囲や公表事項等を規則、ガイドラインで定めることに賛同いたします。詳細を検討する際は、LLM を開発している事業者の意見も

聞いていただくようお願いしたい。

- 「統計作成等であると整理できる AI 開発等」に具体的にどのようなケースが該当し得るのかによって、データ利活用に寄与する見直しとなるか否かが変わることから、AI 開発におけるデータの使われ方などに詳しい有識者の意見も聞いた上で具体的内容を検討し、「統計作成等であると整理できる AI 開発等」に様々なユースケースが該当するようにしていただきたい。
- 「特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成」という表現について、AI に個人データを含むデータを学習させて AI のモデル開発をする場合、AI モデルから個人情報完全に排除することは困難との指摘がある。仮に個人情報がわずかでも AI モデル内に残る場合には同意不要でデータの提供を受けることができないということになると、AI に学習させる前にデータの匿名化をしなければならず、その匿名化が厳格な方法に限られてしまうと、AI によるデータ学習が十分なものにならなかったり、統計分析の正確性が落ちてしまう可能性がある。
- 第三者提供された個人データ等を AI に学習させ AI モデルを開発した後、当該 AI モデルの利用に際しても個人情報の出力を防止し個人の権利利益を侵害するおそれを少なくするための方策を取ることを前提に、AI のモデル開発のための学習データに第三者提供されたデータ等を活用できるようにしてほしい。
- 「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」については AI 開発・利用の促進のために実務上も重要な視点であると考え。しかしながら、現時点で示されている規律の在り方は、AI 開発や利用の実態を踏まえたものとは言い難い。例えば、入力データに対して匿名化や仮名化を行う必要が生じるだけでなく、統計的な利用であってもデータリーク等が生じないことを事前に担保しなければならないなど、実務上のハードルが依然として高い。
- 「統計情報等の作成」の具体的な対象範囲や公表事項等は委員会規則等で定めることを想定しているとのこと、企業や関係するステークホルダーがデータ提供や利用の可否を明確に判断できる記載とすべき。
- データを活用する各業界の実情を考慮した上で、「統計情報等の作成」と評価できるものを明確化すべき。例えば医学系研究において、疾患別・治療法別等にデータを取得し、疾患の特徴を明らかにした情報を作成するために分析等を行う場合は、「統計情報等の作成」に該当することを明示すべき。
- 「統計作成等であると整理できる AI 開発等」の範囲が不明瞭であるため、具体的に示すべき。
- 行政機関等匿名加工情報も権利利益を侵害するおそれが少ないと考えられるところ、行政機関等匿名加工情報の利活用のハードルが高い現状に鑑み、当該情報の活用促進に向けた制度の在り方を検討すべき。

- 統計情報等の作成に当たって事業者に対応が求められる一定の事項等の公表や、提供元・提供先間の合意等については、事業者に過度な負担とならず、利活用の推進も妨げない具体的な手法を検討すべき（例：提供先の氏名・名称を都度公表することは、利活用の推進を妨げるおそれがあるため、一定程度包括的な記載も許容されるべき）。また、一定事項の公表によらず、提供元による提供先の監督等によって本人の権利利益の保護を図るアプローチも検討すべき。
- 事業化前の PoC（概念実証）段階で統計情報等の作成が想定されるケースでは、事業の秘匿性の観点から提供元・提供先の公表が困難な場合も存在。企業側として実施すべき措置や公表の内容の簡素化を図る観点から、ガイドライン等で安全管理措置に関する一定の基準や要件を示すべき。
- 本項目に示された方針に賛同。他方、こうした規律の変更に付随して適切なガバナンスを図ることが不可欠。「統計作成等」とされる目的が具体的にどのようなものを指すのか、個人への不利益が想定されない類型がどのようなものであるかについて、PETs や AI の保護技術等の多様な技術的手法の発展も踏まえて、より議論を深化させる必要。また、統計作成等の目的への限定の担保措置や、各企業におけるガバナンスの徹底が重要であり、実現すべき権利利益を担保するための方策をマルチステークホルダーで継続的に議論することが必要。
- 同意規制の在り方の考え方を支持。その上で、一般法としての個人情報保護法の議論において、特定の個人との対応関係が排斥された利用について、同意以外の法的根拠が整理されること、特定の個人との対応関係が排斥された利用であることを担保するための適切なガバナンスの在り方が同時に示されること、適切なガバナンスは個人、事業者の双方にとって分かりやすいものであり、法令により明確であること、を提言。
- 「統計情報等の作成」に関しては、「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。」とされていますが、生成 AI を含む AI 技術は基本的に統計作成等と同等とみなすことができるものであり、例外的に「統計作成等であると整理」できない AI 開発については、事業者及び有識者等の意見を聞いた上で迅速に明確化していただくことを要望。
- 「提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付ける」という点について、第三者提供の禁止はあくまで個人データに関するものであり、「公開されている要配慮個人情報」のうち、個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではないことについては、今後の検討の中で明確にさせていただくことを要望。
- AI・データの利活用を推進するものであり、内容に賛同し、議論を加速することを期待。例外的に「統計作成等であると整理」できない AI 開発については、事業者の意見を聞いたうえで速やかに明確化いただくことを要望。また、第三者提供が禁止されるのはあくまで個人データの第三者提供であり、「公開されている要配慮個人情報」のうち個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではない点は明確にさせていただくよう要望。

- 従来の個人情報保護法においては、本人の同意が極めて重視される一方、同意が実質的な本人保護の機能を有するものとなっているか否かの検証は十分ではなく、本人の権利利益の保護の意義を有しない場合にも同意規制が行われていた。そのような観点から、同意が必要となる場面を本人保護の実質化の視点から見直すことは極めて有意義である。このような観点から、2 月文書の示す方向性、特に特定個人との一対一の対応関係が失われた統計情報等の利活用場面に同意要件を緩和する方針や、従来医療情報に関して、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」によって採用されていた「黙示の同意」による規制方式を一般化し、実質的に本人の意思に反しない利用場面に同意要件を緩和する方針は、適切と評価することができる。
- この改正方針に対する懸念点がないわけではない。第 1 に、具体的な規制緩和の要件がいまだ十分に明らかになっていない部分が多く、特に、「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合」に関して「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む」とされている点や、「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人の同意を得ないことに相当の理由があるとき」の「本人の同意を得ないことに相当の理由があるとき」が具体的にどのような場合を指すのかによって、この改正方針の適否は大きく異なる可能性がある。したがって、この種の規制緩和要件については、社会的な混乱等を招かないよう、政令・個人情報保護委員会規則・ガイドライン等を通じて可能な限り明確化することが望ましい。第 2 に、医療情報のような機微性の高い個人情報の利活用にあたっては、誰でも自由に利用できるものとするのはかえって危険である可能性があり、特に本人の同意を不要とする場合には、他の規制手段により情報利用の適正化を図る必要がある。個人情報の利用は十分な科学性と倫理性に基づくものである必要があり、その観点から、少なくとも、公衆衛生例外や学術例外の適用により本人の同意が不要となる場合には、別途の規制を併用することが望ましいと考えられる。具体的には、利用主体となる事業者の事前認証などのほか、情報の最終利用者の利用申請に関して情報管理主体が個別審査を行った上で許可を与える仕組み等（いわゆる「出口規制」）を導入し、そのような場合に限って例外規定の適用を認めることも検討されるべきである。その際に、「公衆衛生」や「学術」ということで広範に許容するのではなく、より具体的な利用目的に即して出口におけるリスクを適切に評価することで、本人の保護とデータの活用の両立がなされることが望ましい。
- 現行個人情報保護法は、前述のとおり、一定の個人情報の取扱いを許容するための本人同意による自己情報のコントロールを原則として認め、同意が不要な場合を例外的に限定列挙している。しかし、一般的に例外規定は厳格に解釈されるべきところ、本人の同意を不要とする例外規定を厳格に解釈すると、必要な場合に個人情報を利用できないという不都合が生じ得る。したがって、個人情報保護法においても、GDPR の規定を参考にして、個人情報の利用の必要性和本人の自己情報コントロール権が制約されることによる不利益の程度の利益衡量により、本人の自己情

報コントロール権の不当な侵害にならない範囲で、本人の同意を得ない個人情報の利用を可能とする条項を設けるべき。このような比較衡量に基づき、個人情報取扱事業者が、日々の個人情報の取扱いにおいて利益衡量の判断を適切に行うためには、個人情報保護法が保護している「個人の権利利益」（個人情報保護法第 1 条）の中心が自己情報コントロール権であることを明確にした上で、ガイドライン等で具体的な例示を示すことが重要。なお、1 月 22 日の委員会文書において示された、本人同意が不要となる取扱いの四類型については、今後、自己情報コントロール権等の個人の権利利益の保障の観点からも、本人同意を不要とすることが相当かどうか、ステークホルダー等の意見を踏まえ慎重に吟味される必要がある。また、上記四類型のみで必要かつ相当な場合を全て網羅できるものとは言えない。よって、上記四類型に限らず、個人情報の利用の必要性と本人の不利益の程度の利益衡量を行った上で、相当な場合には、本人の同意なくして個人情報の取扱いを可能とする包括的な条項が必要。

- 提案されている方向性は歓迎。他方、透明性の確保及び本人の関与の観点からの義務が必要。具体的には、PIA の実施、本人への通知・公表、オプトアウト、第三者提供記録、開示請求権の確保を義務付けるべき。また、AI 開発等の内容の具体化、統計化前の情報に対する目的外利用禁止や安全管理措置義務の担保措置が必要。
- 本提案に賛成。もっとも、意図せぬ目的外利用や漏えい等に伴うリスクに対応するため、個人データの消去義務の強化及び安全管理措置の義務の明示を行い、統計作成等の利用目的の達成後は速やかに当該データを消去する等の措置を義務付ける必要。
- 外国にある第三者への個人データの提供については、当該外国における個人情報保護制度の水準や、越境データ移転に伴うリスクを考慮する必要。例えば、海外のクラウドサーバを利用した AI 開発や、日本に拠点を持たない外国企業が提供する AI サービスを利用する場合、統計作成目的であっても、①現行法の外国移転規制（法第 28 条）との整合性をどのように図るのか、②国外の事業者が日本国内で AI 開発を行う場合、日本の個人情報保護法の適用（域外適用を含む）と、当該事業者の本国法との関係をどう整理するか、③国際的なデータ移転に関するセーフガードとして、どのような措置が求められるかが問題。法第 28 条にいう「相当措置」に基づく外国の第三者への提供について、AI 開発の文脈でどのように適用するかを明確にする必要があるとともに、その継続的な実施を確保するための措置（法第 28 条第 3 項）についても検討を要する。
- 個人の権利利益を侵害するおそれを少なくするための方策として、例えばプライバシー保護技術を活用することも考えられる。
- 「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されている」について、目的による制限がどこまで厳格なものとなるのかによっても、利活用が可能な範囲が異なってくるものと認識している。例えば、AI モデルの開発のためだけに個人データ等を利用した結果出来上がった AI モデルの利用目的にも制限がかかるとなると、ユースケースの範囲は限定されてしまう。

- 統計作成等のための同意なき第三者提供の条件として、提供元と提供先双方に公表義務や書面による合意義務等が提案されているが、データの提供元に大きな負担が発生すると、統計利用等の目的であっても提供がしづらくなり、利活用が進まない可能性がある。提供先において一定の体制を整備し個人の権利利益の侵害を防止する方策を取っている場合には、提供元の義務や負担を軽減できるといった考え方ができれば、利活用も進むのではないかと考えられる。例えば、書面による合意については、提供先が提示した定型約款に提供元が合意したような場合についても含まれるようにしていただきたい。
- 公表義務については、提供に先立ち予め公表することで、実際は個人の権利利益の侵害のおそれが少ないにもかかわらず、否定的な反応や報道等を招くことで実質的に利活用が進まなくなってしまう懸念がある。
- 「一般的・汎用的」の定義は困難。特定の個人との対応関係が排斥されているにもかかわらず、分析結果の種別を限定することは不要であり、当該記述は削除すべき。
- 現行法上の「統計データへの加工」（Q&A2-5「統計データへの加工自体を利用目的とする必要はない」）との相関関係を明確化すべき。
- 「統計情報等の作成」に該当する限り、自社で保有する個人データを当初設定した利用目的外で利用する場合でも本人同意は不要である旨明確化すべき。
- 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用は、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと考えられるところ。提供先と同様、再提供先が「統計情報等の作成にのみ利用することを担保する」といった条件を満たす場合、提供先からの再提供まで禁止すべきではない。
- 「公開されている要配慮個人情報の取得」について、統計情報等を作成する際、一般の個人情報を取得する場面と取扱いを分ける合理的理由は乏しい。このため、事業者の厳格な情報管理を前提として、取得者における一定の事項（取得者の氏名・名称、行うとする統計作成等の内容、本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等）に関する公表を義務化することなく、公開されている要配慮個人情報の同意のない取得を認めるべき。
- 法改正に伴い、FAQ も適切に改訂すべき（例：個人識別符号は「本人を認証することができるようにしたもの」と定義されている一方、現行のFAQ では「『本人を認証することができるだけの水準がある』という趣旨であり、事業者が実際に認証を目的として取り扱っている場合に限定しているものではありません。」とあり、あたかも FAQ で上乗せ規制が課されているかのような記載）。
- 個人関連情報の第三者提供に係る本人同意確認手続（法第 31 条）についても、「統計作成等」の目的であれば同意要件を緩和するのかどうかを明確にすべき。特に、ウェブトラッキングデータなどの個人関連情報を AI 開発目的で取得・提供する場合の取扱いについて、具体的な指針

が必要。

- 「統計作成等」の範囲について、① AI モデル開発のための学習データ取得と、AI が実際に運用段階で学習するデータの両方が含まれるのか、② LLM（大規模言語モデル）構築のためのデータ取得と、プロンプト入力などユーザとの対話から得られるデータの学習過程の両方を含むのか、③生成 AI 等のファインチューニングも「統計作成等」に含まれるのか、明確にする必要がある。
- AI 学習データセットには多種多様な情報が含まれており、「要配慮個人情報」が学習データに含まれていないことの証明は技術的に極めて困難である。大規模データセットを網羅的に精査することは現実的ではなく、要配慮個人情報が含まれていることを前提とした制度設計が必要。一方で、要配慮個人情報を含むデータセットを AI 開発に利用する場合、差別的な AI の生成リスクなど特有の問題が生じうる。こうした問題に対処するための技術的・組織的措置についても検討すべき。
- 「AI の学習データであり、統計情報の作成のみに利用される」ことをどこまで担保できるかが問題。例えば、AI を活用した RAG（Retrieval-Augmented Generation）により個人情報データベースを構築することも技術的には可能。このような「顧客名簿作成のためのデータ取得」は、明らかに統計情報の作成ではなく「個人情報データベース等を作成するための処理」であり、同意要件緩和の対象外であるべきだが、その線引きと実効性の担保方法が課題。提案にある「提供元・提供先間の合意」や「目的外利用及び第三者提供の禁止」などの措置は有効だが、① AI 開発事業者による目的外利用の技術的防止策（アクセス制限、監査証跡の保持等）、② 契約違反に対するペナルティや監査体制の整備、③ 利用目的の変更が行われないことを担保するための継続的なモニタリング手法について検討が必要。
- 統計等利用に関する提案には基本的方向性から概ね賛同できるが、生成 AI 等の利用場面で、個人の私的事項等に関する回答が出力されてしまう可能性がないわけではない。かかる出力問題が、個人の権利利益に関連することを踏まえると、これを個人情報保護法の枠内で対応すべきか否かを含めて、慎重かつ丁寧な議論を行うべき。
- 個人の権利利益の侵害が想定されない場合に「同意を不要」とすることは一定の合理性がある。しかし、それが真に個人の権利利益を侵害しないことを担保し、万が一個人の権利利益の侵害の懸念や違反が生じた場合を想定した仕組みがあることが必要。そのためには事業者の適切なガバナンスや法的なセーフティネットが必要。ガバナンスについては事業者の経営体制、リスクの特定と対応、個人情報の取扱いに関するレポートなどが考えられる。セーフティネットとしては違反に対する勧告や命令、課徴金、刑事罰等の法的措置や消費者団体訴訟制度による差止請求・被害回復等を結びつけて考えられる。
- 本人関与の規律の在り方として、行政機関の取り扱う保有個人情報についても同様にすることに賛成。行政機関についても本例外規定を拡大す

るという方向性に賛同。

- AI 開発等を含めた「統計作成等」において、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることについて、現時点では十分な議論がされていないことから時期尚早。さまざまなケースを検討する必要がある、目的外利用をしないことの確認や、情報漏えい等安全管理措置のレベルなどについても議論されていない。生成 AI については、必ずしも AI ガバナンス・ガイドラインが遵守されるという状況が確認できておらず、生成 AI の開発や利用の仕方も含めて検討をすべき。そして、議論の前提として、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、関係事業者（提供元・提供先）の双方が適正な利用を確保する法令順守体制を有することを明確に示す必要。
- 「AI 開発等」の「AI」を「処理 AI」と「生成 AI」に区別することが必要。また、統計等利用についての公表義務を課するのであれば、生成 AI 開発、検索エンジン、クラウドのいずれの場合も、「個人データを取り扱わない」という点で共通しているのであるから、これらに一貫する規律とするべきではないか。処理 AI 開発及び統計分析に対する担保措置として、公表と合意について異論はないが、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止については議論の余地がある。また、統計目的の規律は再識別禁止ではなく措置又は決定の禁止とするべき。
- 提案されている方向性は、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されているのであれば、直ちに個人の権利利益の侵害につながらないが、これを事前に把握することは難しい。このため、仮に提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていないのであれば、その提供先事業者に対してペナルティを課すことによって、提供先事業者が統計情報等の作成にのみに利用するように仕向けることが求められる。従って、今回提案されている同意規制の在り方は、課徴金の導入とセットで導入にする必要がある。また、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていない状況において、個人の権利利益の侵害を補償する観点で、団体訴訟の制度は必要であり、団体訴訟の制度についても今回の同意なしの第三者提供とセットにする必要がある。
- 「個人の権利利益への直接の影響の有無」の観点から「個人の権利利益を侵害するおそれが少ない」ものとして、AI 開発等を視野に、「統計情報等の作成」に対して、「本人の同意を要しないもの」とする考え方が示されているが、このように拙速に整理することには反対。
- 個人情報とは私たち個人にとって重要なものであり、本人の知らぬ間に利用されることは許されない。統計等利用であることを理由に、「個人の権利利益への直接の影響はない」との観点から、AI 開発等を含めた統計作成等に対して「本人同意を要しないもの」と整理するのは時期尚早。個人の権利利益が侵害されないことが確保される必要がある、差別などに用いられることのないように利用目的の制限、適正な取扱いが確保されるように、政府としても許可・登録などを通じた事業者の信頼性担保を行うことが必要。個人情報を適正統計的利用するに当たっても、国民に分かりやすく、誰が、何を、どのような方法で取り扱い、利用した上で何に役立てようとしているのかを、事業者は説明し続けるべき。

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報、法律に基づき強制的に収集されており、民間における個人情報と同列に扱うべきではない。したがって、現状の同意規制を維持すべき。
- 原則、個人情報は本人の同意の下で活用すべきもので、その管理も本人が把握できることが必要であると考える。データの利活用は必要だと考える一方で、大前提としては、個人の権利利益が尊重擁護され、本人が個人情報の管理に関与できるようにすることは必須。今回の「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」では、「1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」「2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方」と区分けし、本人同意と漏えい時の本人通知に関して、実施しない方向での論点提示がされた。そして、今回の発表を受けて、AI 開発や医療分野のデータ活用について一部同意不要として個人情報保護法を改正することを決めたと読み取れる報道がされた。このことは、提示された規律について、具体的な例示が不足していることに由来すると考える。「権利利益を侵害するおそれは少ない」と記載されても、詳細な例示がなければ、果たしてそれが真実なのか否か、素直に受け止めることはできない。
- 医療提供という一次利用においてさえ、厳格に医療情報を扱っている現状に対して、顕名の要配慮個人情報が本人同意なく第三者提供され、二次利用が可能となり得る今回の案は、最終的に統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されればという条件付きであっても、著しく乖離しており、にわかに容認できるものではない。2 月 5 日の委員会文書では、統計情報等の作成にのみ使用されることを担保する観点から、個人データ等の提供先・提供元における一定事項の公表や目的の合意、目的外利用及び提供先からの更なる第三者提供の禁止を義務付けることを想定するとされている。しかし、利用目的となる統計情報等について、特定の個人との対応関係が排斥されているか否かを、誰が確認し、責任を負うのかを明確にする必要があるし、プライバシーやセキュリティについて十分に理解していない民間事業者も含まれる個人情報取扱事業者に対して、要配慮個人情報の第三者提供を公表のみで認めることは極めて危険であると考える。とりわけ、医療機関が個人データ等の提供元となり得ることで、長年築き上げてきた医師と患者の間の信頼関係、ひいては政府と国民の間の信頼関係が損なわれるような事態を招くことは決してあってはならない。また、医療情報だけでなく、他分野における機微性の高い個人情報に関しても、同様の懸念がある。

(イ) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 本項目について、事業者及び本人双方の利益に資するものであり、賛同。
- GDPR における「正当な利益」や「契約履行」なども参考に、同意不要の類型を増やすことについては以前から主張してきたところであり、同意不要

の類型を増やすという方向性には賛同。

- 想定している事例も含めて賛成であるが、契約の履行のために必要不可欠と言える範囲が問題。契約の本来的な趣旨に必須の範囲とすべき。
- 方向性には賛同するが、契約履行に「必要不可欠」か否かの正当性を本人が確認できるよう、本人への通知・公表が必要。
- 第三者提供時の確認記録義務についても、その立法趣旨に立ち返り、オプトアウトによる第三者提供の場合に限るよう、規定を見直してはどうか。
- 本項目の方向性については、実務上の合理性があり本人の権利利益保護と個人情報取扱事業者の負担軽減のバランスを図る観点から評価できるが、運用上の詳細について検討が必要である。
- 「本人の意思に反しないことが明らか」という判断基準には、一定の不明確さが伴う。この基準の解釈が過度に拡張されると、本人同意原則の形骸化につながるリスクがあることから、①「契約の履行のために必要不可欠」の範囲、②「本人の意思に反しないことが明らか」と判断する客観的基準、③本人が合理的に予測可能な第三者提供の範囲について明確な基準の策定が必要。また、本人同意原則の重要な例外として位置付けられることから、改正法において当該手続を明記するだけでなく、ガイドライン対応ではなく個人情報保護委員会規則等によって具体的な適用条件を明確に規定することが望ましい。
- 要配慮個人情報についても、特定の食事制限（宗教上の理由によるハラール食の必要性など）や移動時の配慮事項（車椅子対応など）といった要配慮個人情報に該当する情報について、サービス提供のために関係事業者間で共有することが必要なケースがあり、このような情報が共有されないと、かえって本人に不利益が生じる場合もあり、一律に同意を求めることが本人の利益に合わない場合もある。ただし、要配慮個人情報の特性を踏まえ、①取得する要配慮個人情報は、サービス提供に必要最小限とすべきこと、②第三者に提供された後の利用目的も明確に限定されるべきこと、③要配慮個人情報特有のリスクを軽減するための追加的安全管理措置の検討に留意する必要。
- 当該例外規定が悪用され、本人の予測を超えた第三者提供の連鎖が生じることを防止するための措置も重要であり、①第三者提供の事実を本人が認識できるような情報提供の仕組み、②提供先での利用目的の制限と遵守状況の確認方法、③提供する個人データの項目の必要最小限化を考慮すべき。特に、複数の事業者が関与するサービス提供過程において、本人にとって予測可能性を確保し、透明性を高める工夫が必要。
- この適用除外の効果としては、大手事業者が既に規約等による包括的同意で対応している実務慣行を、中小事業者にも拡張する効果が期待。特に、複雑な同意取得プロセスを構築する余力のない中小事業者にとって、必要不可欠な第三者提供や要配慮個人情報その他の本人の同意取得に関する法的リスクを軽減する効果がある。ただし、この例外規定の適用により、中小事業者における個人情報保護の水準が低下することがないよう、ガイドライン改正だけでなく、そのガイドラインの内容を分かりやすく説明する配慮や啓発活動も同時に行うべき。

- 「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らか」という趣旨を踏まえると「契約の履行のために必要不可欠な場合」の「不可欠」は過剰であり、「契約の履行のために必要」な場合や、「契約の履行や取引の遂行に際して利用することが社会通念上想定し得る」場合であれば十分だと考える。
- 個人データの第三者提供が契約の履行のために必要「不可欠」であることまで求められているが、GDPR でも不可欠（indispensable）という厳しい要件は定められておらず、事業者側の経済合理性を加味した上で、必要性があり、かつ本人にとっても合理的に予測可能であることをもって満たす、とすべき。
- 契約履行に関係するもの以外に、例えば SNS 上の情報などインターネット上に公開されていて不特定多数の者からのアクセスが許容されている情報を取得した場合、どのような場合であれば本人の意思に反しない取扱いであるとして利活用が可能となるのかについても議論いただきたい。
- WEB 上で公表されていて不特定多数にアクセスされることが許容されている情報（会社等の組織情報）や不特定多数に交付される名刺に記載されている情報などについても、本人の意思に反しない取扱いに包含されるべき。

(ウ) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 同意取得困難性の判断は難しく、同意を取得しようとする者の主観的な基準に基づくものになり得るが、「相当の理由があるとき」にも依拠できるとすれば、これによって救済される本人が増えると考えられるため望ましく、本項目の方向性に賛同。
- 生命身体財産の保護や公益目的であっても同意取得困難性要件の存在によってデータの利活用が難しい実態があったことから、同意取得不要の類型を増やす方向性には賛同。
- 不正利用防止や防犯といった目的のための第三者提供等をしたい場合に、どのようなケースであれば「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」といえるのが重要。
- 「氏名等の削除」が求められると不正利用防止や防犯には活用できなくなるおそれがあるところ、「氏名等」とは具体的にどのような情報を想定しているのか、すり合わせが必要。
- 公益目的の場合は、逆に、「本人の権利利益の保護のために本人の同意を得ることが特に求められる場合」を除いては同意取得不要、と整理することはできないか。
- 「同意取得の困難性」要件は外すべき。個人の権利と公益とをどのようにバランスするかという問題が本質であり、公益を優先させる必要性がある場

合にはそもそも同意を不要とすることを原則とすべき。なお、考え方に示されている「本人の同意を得ないことについて相当の理由がある」とき等の要件は立証責任が利用側にあって使いにくさは現状と変わらない。したがって「個人の権利保護のために特に同意を取得すべき場合を除き」とすべき。

- 「（公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、）本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合」について「相当の理由がある場合」としているが、この例は「相当の措置を講じてリスクを限定した場合」であって「理由がある場合」として整理するのは不適切。
- 当該本人の権利利益が不当に侵害される「おそれがない」ことを証明することは実務上不可能であるため、不当に侵害される「おそれが少ないと考えられる場合」とすべき。
- 現行の Q&A では新薬や治療法等の「研究」のみと定義され、「開発」や「安全性監視を含む市販後研究」の目的での適用が認められず。加えて、ガイドラインにおいて「結果が広く共有・活用されていくこと」との記載の含意が不明確であることから、公衆衛生例外規定を適用する上で著しいハードルとなり、産業利用が一向に進まないのが現状。結果の共有・活用には治療法・診断法・新薬等の承認等に関連する公開情報等が含まれる旨明示すべき。
- 今後の法改正を踏まえ、当該ガイドラインや Q&A において、正当な利用目的として「開発」および「安全性監視を含む市販後調査」も含まれる旨明確化するとともに、禁止事項も明示すべき。併せて、「人の生命、身体又は財産の保護」に関する例外規定についても、ガイドラインや Q&A を見直すべき。
- 公衆衛生例外規定について、医学研究規制である、①薬機法（GCP 省令＝Good Clinical Practice：医薬品の臨床試験の実施の基準）、②臨床研究法、③人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、④次世代医療基盤法、等が規定する医学研究の類型ごとの該当や、企業にも本規定が適用されるための基準（例：企業と医療機関等との間の役割分担に基づく考え方等）を明示すべき。
- 例外規定は「原則から外れたもの」というイメージを与え、情報提供者や情報管理者による取扱いに委縮効果を惹起しかねないため、「例外」扱いではなく規定に明確に入れ込むべき。
- 内容は適切。GL において明確化するとされている内容について、オンラインサービスだと本人同意が困難でないとされてしまうという問題への許容性の根拠も検討する必要。
- 今回の提案は、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとするものであり、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益保護のバランスを図る観点から一定の合

理性を有する。

- 当該手続において最も重要な点は、「相当の理由」という新たな基準の明確化。一般に「相当性」のような規範的概念は、その解釈に幅が生じやすく、事業者による法的安定性や予測可能性を確保するためには、具体的な例示やガイドラインによる明確化が不可欠。今の提案の表現ぶりだけでは「相当の理由」の範囲を具体的に理解することは困難であり、①同意取得が手続的に可能であっても「相当の理由」が認められる典型的な場面、②「相当の理由」を判断する際の考慮要素（公共性・公益性の程度、個人の権利利益への影響の程度、代替的保護措置の内容等）、③業種・分野別の具体的事例といった観点からより詳細な基準の策定が必要。
- 「相当の理由」がある場合として、(a)社会的・公益的必要性が高いこと、(b)全ての本人から同意を取得することが物理・手続的に不可能ではないが社会的に見て過度な負担となること、(c)個人の権利利益保護への配慮として代替的な保護措置が講じられていること、という共通の要素を根拠としたものとして、①公衆衛生の向上のための医学研究を目的とし、大規模な疫学調査や医学研究において研究の社会的意義が高く、全ての対象者から個別同意を取得することが現実的でない場合、②災害時の要支援者情報の共有のため、大規模災害の発災時に要支援者の安全確保のため、行政機関と民間事業者（介護事業者等）間で要支援者情報を共有する場合、③感染症対策のための情報共有について、感染症の拡大防止のため、保健所等の公的機関と医療機関・事業者間で感染者情報を共有する社会的必要性が高く、迅速な対応が求められる場合、④児童虐待の疑いがある場合に、児童相談所と関係機関間で要保護児童の情報共有を行う場合に、児童の保護という公益性の高さから、保護者の同意取得を不要とすることに相当の理由がある場合、が考えられるのではないか。
- 提案の背景にある考え方は、著作権法における「相当な努力」による権利処理の仕組みと類似。著作権法の例は、「同意取得が物理的に不可能とまではいえないが、社会的に見て過度な負担となる場合」に一定の代替的措置を講じることで例外を認める考え方であり、個人情報保護法においても参考になり得る。ただし、個人情報保護の文脈では、著作権とは異なる保護法益が問題となるため、単純な類推適用は避け、個人情報特有のリスクを考慮した基準の策定が必要。
- 「相当の理由」という柔軟な基準の導入は、実務上の必要性に応じた例外的取扱いを可能にする一方で、安易な拡大解釈により本人同意原則が形骸化するリスクも伴うものであり、これを防止するためには、①「相当の理由」の判断における考慮要素の明確化、②代替的な保護措置（匿名化、利用目的の制限、提供先での安全管理措置等）の具体的内容の明示、③事後的な本人への通知や情報提供の仕組みの検討、④事業者による自主的な透明性確保の取組みの促進などの検討が必要。
- この項目では、統計目的で大量に収集する必要がある場合や、「本人に代わって提供」するなど「本人の意思に反しない」場合が想定されているの

ではないか。そうであれば、統計等利用目的、取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合を本人同意不要とする規律の導入によって解決するものではないか。

- 第三者提供の制限や目的外利用の禁止は、プライバシー侵害の防止（秘密保持の利益）のためだけでなく、不適切な措置又は決定に利用されることの防止のためでもあることから、単に「氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等」の措置で許されてよいものではない。必要なのは、「措置又は決定を裏付ける利用の禁止」ではないか。
- 一定の必要性は賛同できるが、透明性の確保及び本人の関与という観点において、提供元・提供先、取得者の氏名・名称、提供・利用する情報と本人が自身のデータ提供を拒否（オプトアウト）できる方法も合わせて公表を義務付ける必要。

イ 本人への通知が行われなくても個人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 方向性は妥当（個人情報保護委員会への報告が行われれば適正性の担保は可能）。
- 本項目の方向性に賛同。行政機関等についても同様の改正を行う方向性に賛同。
- 従来の法規制の必要性を実質的に検討した結果であると考えられ、基本的な方向性は適切であると言い得る。
- かねて要望してきた「リスクベースアプローチ」による見直しに賛成。
- 「漏えい等の本人通知」について、個人の権利利益の保護に欠けるおそれがない又は少ない場合は本人通知が原則として不要ということも一定の合理性があるが、事業者の適切なガバナンスや法的なセーフティネットが必要。個人の権利利益の保護に係る場合の通知も単に通知ではなく、個人の不利益の是正や相談等も重要。
- サービス利用者の社内識別子（ID）のみが漏えいし、それが外部のシステムや他の情報とひも付かない場合のように、漏えいした情報それ自体では本人に不利益をもたらす可能性が極めて低い場合には、本人通知による実質的な保護効果は限定的。このような場合に一律の本人通知を義務付けることは、事業者に過度の負担を課すだけでなく、本人に不必要な懸念や混乱をもたらす可能性もある。したがって、「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」に本人通知義務を緩和し代替措置を認める法改正には意義がある。
- 現状は、個人の権利利益の侵害が発生するリスクの大小にかかわらず、漏えい等のおそれが少しでもあれば漏えい等報告や本人通知を実施することが求められる運用となっており、健全な事業者ほどかなりの負担を強いられていることから、本人通知義務を緩和し事業者の負担を軽減する方向性には賛同。

- そもそも法律では「本人の権利利益を害するおそれ大きい」場合に報告と本人通知が必要とされているところ、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、通知義務は緩和ではなく、不要と整理すべき。
- 代替措置による対応を認めることが提案されているところ、代替措置がどんなものであるかによって効果が異なるが、仮に事業者による公表を代替措置と捉えるのであれば、公表は事業者にとって大きな負担であり、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ないにも関わらず公表するという選択肢を積極的に利用する可能性は低いと思われる。
- 事業者から ID・パスワード等が漏えいした事案ではなく、利用者によるフィッシングサイトへの情報入力やコンピューターウイルス等による消費者自身のデバイスからの情報流出に起因することが多いなりすましログイン事案等において、事業者側での不正検知や利用者からの申告に基づくパスワードリセットなどの対応を経てリスクが低減・解消した場合や、グループ会社間又は委託元・委託先間での一時的なデータの誤送付や権限付与の不備等が発生したものの、速やかに誤送付データの削除や権限設定の修正等が行われた場合などは、本人の権利利益の侵害のおそれが少なくなったり、そもそも侵害のおそれが通常想定されなかったりすることから、これらの場合については典型的に本人の権利利益の侵害のおそれは少ないものとして、本人通知・代替措置・報告は不要と整理すべき。
- 提案において挙げられている「純粋な ID 情報のみの漏えい」が実務上どの程度想定されるかは疑問がある。また、漏えいした情報が「意味を持たない」か否かは、情報の性質だけでなく、漏えい先の属性や技術的能力、他の情報との照合可能性等によっても大きく左右される点に留意すべき。本人通知義務に対する代替措置については、具体的に示されてから再度意見を表明したいが、これが実効性を持つためには、漏えい等の事実や対応状況が適切に公表・記録され、必要に応じて個人情報保護委員会による検証が可能な仕組みが確保される必要。
- 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、通知義務を緩和することであるが、その場合には、個人情報保護委員会規則における個人情報保護委員会への漏えい等の報告義務も緩和していただくようお願いしたい。
- 漏えい等の報告を不要とする具体的事例としては、「サービス利用者の社内識別子（ID）等」の漏えい等の他にも、「外部機関による調査の結果、個人情報の第三者への漏えい等の痕跡が確認されなかった場合」などを挙げさせていただきようお願いしたい。
- 社内識別子のみが漏えいするという事態は極端に稀なケースであり、そのような稀なケースに手当する必要があるのか疑問である。他にどのようなケースが妥当なのか示されていない。また、仮名加工情報の漏えい報告を義務化すべき。
- 本人への通知により本人に重大な影響を及ぼす可能性がある場合についても通知義務の緩和が必要であり論点として追加すべき。例えば、精神病院における個人情報漏えいの場合など、通知を受けた患者が被る影響が通常の場合と比較して極めて大きく、場合によっては生命身体に影響

を与える可能性があるような事態に対応できるようにすべき。

- これまでの漏えい等事案を丁寧に分析することによって、取得から自社による活用または第三者提供に至る各段階で、個人情報提供者の権利利益が不当に侵害されるおそれが発生するリスクを評価することが重要。
- 「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」については、通知義務の緩和のみならず「代替措置による対応」も不要とすべき（そもそも「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」であれば、何らかの代替措置によって対応したところで本人の権利利益の保護に実益はないはずであり、代替措置による対応を取ることで想定される保護法益が不明）。
- 仮に代替措置による対応が「公表」となる場合でも、「本人通知」と異なる形で社内のリソースが割かれることに変わりはなく、案件によっては、本人通知よりも公表の方がむしろ負担大となる場合もあることに注意すべき（事業者にとって納得感の乏しい過度な負担となるおそれ）。
- 漏えい等発生時には、再発防止等、本人の権利利益の保護という観点から必要となる対応を可及的速やかに行うことが極めて重要。「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」には、限られたリソースを本人通知に割くのではなく、本人の権利利益の保護に資する実効的な対応に割けるようにすべき。
- 提供された個人データを適切に取り扱う義務を負う契約関係等のある関係者間でのみ漏えいが生じるような場合は、通常、本人の権利利益の侵害は想定されず、保護に欠けるおそれも少ないため、本人通知や報告に関する義務を緩和すべき。

（２）個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）

- クラウド例外について、GDPR とも整合した解釈とすべきであり、「個人データを個人データとして取り扱わない」場合にのみ適用されるとの趣旨を明確にし、類似の場面（記憶媒体の修理、倉庫、宅配等）と合わせて整理すべき。また、委託先への規律について、内部規定の整備、約款等からのリスク判断等、適切な対応を示すことが重要。
- 個人情報取扱事業者等（委託元）からデータ処理等の委託を受けた事業者である委託先が子会社等ではなく委託元よりも強い企業である場合、例えば、クラウド事業者等で個人情報の漏えいがあった場合に、委託元に現実に法執行することは困難であり、個人情報の取扱いの適正化にも資することにならない。適切な委託先の選定と監督者として委託元が行うべき行為規範の内容を具体化して義務違反とされる場合を限定する一方、上記のような委託先については、個人情報取扱事業者一般としての義務以上のものを課し、制裁を用意すべき。個人データの第三者提供で同意が原則であることの例外として共同利用や委託が現行法上位置付けられているが、むしろ積極的に共同利用や委託を、例外ではなく、個

個人情報保護法上の個人情報の取扱いの一つとして明確に位置付け、違反に制裁を科すことが適切。

- 本論点は中間整理では挙げられていなかった論点であり、「個人情報取扱事業者等における DX の進展に伴い、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大している」というのはどのようなケースを念頭に置いてどのような点を問題視しているのかがわかりにくい。
- 現行のいわゆるクラウド例外の考え方を変更するものなのか、そうではなく追加的なものなのか、「データ処理等の委託」とは「個人情報の取扱いの委託」とは違うのか、違うとすればどう違うのか、明確にする必要がある。
- 委託元の義務を軽減した上で委託先の義務の在り方を考えるということであれば、もう少し具体的なケースを念頭に置いた上で、実務実態に照らしてどのような影響があるのかも踏まえた慎重な議論が必要。
- 委託元による委託先の管理監督義務や、委託を受けた事業者の義務規定等の在り方については、実態を踏まえ、混乱を招かない規律とすべき。委託先が直接義務を負う場合等も明確化すべき。

3 再整理された制度的課題について

※ 本年 1 月 22 日の「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」において再整理された制度的課題のうち、上記「2 短期的に検討すべき追加論点について」に記載した項目以外のものについての意見を記載している。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(ア) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 本項目の方向性に賛同。
- 医療分野（医学研究、医学教育を含む）においては、医療情報の共有化（一次利用）により医療の質の向上や効率化が図れるのみならず、研究や技術開発等に医療情報が活用されること（二次利用）を通じて、診断・治療方法や医薬品・医療機器等の新規開発が飛躍的に進展することが期待され、従来から、医療情報の利活用拡大が必要であるとする見解が主張されてきた。2 月 5 日の委員会文書の示す方向性、特に公衆衛生例外の適用場面の拡大、学術例外の適用の医療機関への拡大は、医療情報の利活用推進に大きく寄与し得る改正方針であると言え、高く評価できるものである。
- 学術とは無関係な医療機関が名義貸的に学術研究例外を利用した脱法スキームに用いられるという点が懸念。同様のプロフェッショナルとして、

日弁連・弁護士会・弁護士が「学術研究機関等」に該当する部分があるのではという問題意識はあって良いのではないか。

- 本検討項目の方向性は、医学研究の実態に即した法的枠組みを構築するものであり、①医学研究の実態に即した法的枠組みの構築、②公衆衛生の向上という社会的利益への貢献、③医療機関の実務上の負担軽減により、実務上の課題解決と医学研究の促進に寄与する意義がある。さらに、医学研究のための情報収集・分析の円滑化が進むことで、多施設共同研究の促進も期待でき、パンデミック等の緊急時における迅速なデータ収集・分析体制の確立や実臨床データを活用した医療の質向上などの効果も期待できることから、医学研究の促進と公衆衛生の向上にも資するものである。
- 対象となる「医療の提供を目的とする機関又は団体」の具体的範囲を明確にする必要。特に、①医療法上の医療機関（病院、診療所）が含まれることに異論はないと考えられるが、②介護施設等の医療関連施設の取扱い、③民間の検査機関や医療関連サービス提供事業者の位置付けについては検討が必要。
- 病院や診療所といった医療機関以外に、介護サービスの提供を目的とする機関、すなわち介護施設も学術研究機関等に加えていただきたい。
- 学術研究は学術研究機関や「医療の提供を目的とする機関又は団体」だけで行われているわけではなく、医薬品や医療機器を提供する企業によって行われるものもあり、それらを峻別する合理的理由はない。したがって、実施主体を限定することなく学術研究を目的とする場合を含めるべき。
- 「研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析」を病院等と企業が連携して行うケースは実際に存在するため、企業も対象に含めるべき。
- 医療機関等が行う様々な活動のうち、どのような場合が「学術研究目的」に該当するかについての判断基準を明確にする必要。例えば、①臨床研究と通常診療の区別、②品質改善活動や業務改善活動と学術研究の区別、③民間企業との共同研究における学術研究性の判断などについて検討が必要。
- 個人の権利利益保護のための追加的措置の要否についても検討が必要。例えば、①研究倫理審査委員会による事前審査の義務付け、②オプトアウトの機会の保障、③研究目的での個人情報取扱いに関する透明性確保（ある種の情報公開）、④匿名加工情報・仮名加工情報を用いた個人情報保護措置の実施などが考えられる。
- 医療の提供を目的とする機関等（診療所等）に加えて、AI 等を用いた医療検査機器の研究開発をしている企業または団体を加えていただくことの検討をお願いしたい。
- 本例外が適用される者として「病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）」を挙げているが、倫理指針に従わない者は、本

例外に含めるわけにはいかないのではないか。

- 統計目的の研究については、統計等利用時の本人同意不要の規律の実現によって解決するのではないか。統計目的でない研究（介入研究）については、もとより本人同意（インフォームドコンセント）を要するし、「臨床症例の分析」には、統計目的でも介入研究でもないものがあるかもしれないが、同意を得ることに支障があるわけではないのではないか。これらに該当しない状況があるのであれば、具体的に示して検討すべき。

イ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 基本的には妥当。年齢基準について、成人年齢（18 歳）より下げる理由はないのではないか。行政機関等に同様の規律を導入するのは個別分野の立法が進められることが前提。
- 本項目の方向性に賛同。行政機関等についても同様の改正を行う方向性に賛同。
- 子供を 16 歳未満とすることとし、法定代理人からの同意取得や通知、無条件の利用停止等請求等を義務付けることには賛成。ただし、個別分野において慎重に検討されるべき。
- 子供の個人情報の取扱いについて、一定の規律を設けることに賛成。子供を取り巻く社会状況に応じた適切な教育、保護等の対応が十分とは言えない。闇バイトや異性交遊等において、簡単に個人情報を提供し、その結果、刑事事件や金銭的・身体的被害につながっている。そのため、対象とする子供の年齢は、「16 歳未満」が適切であるか、「18 歳未満」とすべきではないかを含め、情報通信の高度化や日本の現状を踏まえて、しっかり議論する必要。
- 従来の同意規制は子供について十分な本人保護の機能を有せず、しかしその場合の同意規制の在り方については明確な法規定を欠く状態が続いていたことから、この点の合理的規制を設けるものとして、評価に値すると考えられる。具体論に関しては、法定代理人の関与の在り方や利益相反状況がある場合の問題など、さらに検討すべき点が残されているものの、基本的な方向性は適切と評価し得ると考えられる。
- フランスのデータ保護法の規定（15 歳未満の子供の個人データを取り扱うことについて、子供の意に反することのないよう、子供と親の共同同意に関する規定）なども参考に、親権者の同意か子供の同意か、といった二者択一の考え方に限る必要はないのではないか。
- 行政機関等についても子供の情報の取扱いに関する規律を及ぼすことには賛成。
- 法定代理人の関与については理解できるが、その運用について事業者に過大な負担が生じないよう、具体的かつ実行が容易な方法を検討して頂き、ガイドラインにて明示していただくようお願いしたい。

- 法定代理人の同意等が得られない子供が排除されないよう、事業者等は複数の選択肢を設けることが重要。
- GDPR 第 8 条を参照して、16 歳未満とのしきい値が示されているが、同条は GDPR 第 6 条の合法要件 6 項目のうち(a)同意を与えた場合の規定なので、その他 5 項目の合法要件(b)～(f)に該当する事項を法定代理人関与の例外として定めていただきたい。具体的には、「契約履行のために必要」な事項（民法でも子供に認められている権利等）、公共の利益のための研究開発等、学校・仲間等での写真撮影等（中学校等で法定代理人に通知しないと何もできないという過剰反応が危惧されるため）。
- 16 歳未満の利用者が法定代理人と一緒に利用するケースはほとんどないため、個人情報の取得時に法定代理人への利用目的を通知または明示することは事実上不可能なサービスがある（例えばプリントシール機による顔画像等の取得）。「HP での利用目的の公表と法定代理人への案内（プリントシール紙に利用目的が公表されている HP へのリンクを掲載するなど）」をもって「その利用目的を、本人に通知し、又は公表」としてよいのか明確にしてほしい。また、法定代理人が利用目的を確認できる URL などを表示させ、16 歳未満の利用者から法定代理人に後で案内するよう明記する、法定代理人向けの利用目的が確認可能な案内を記載する、法定代理人から顔画像及びメールアドレスの削除依頼が来た場合に削除に応じる、といった対応でも問題ないのかも Q&A や GL 等で明確にしていきたい。
- 子供のデータの保護は、「正当な理由」が拡大解釈されて例外対象が広がること、相手が子供であるかどうかを評価するための追加のデータ取得が積極的なデータ収集の隠れみのとなることの両方の側面から慎重に考慮されるべき。
- 各サービスにおいていかなる水準の年齢保証が必要であるか否かを一つずつ丁寧に検討し、比例性の観点から、目的にとって最も適切な方法が用いられる必要。年齢確認に用いられるデータを最小化すること、そのデータの目的外利用禁止の再確認が必要であり、別途、年齢保証に関するガイドラインを策定する必要。
- 利用者に対して年齢確認（例えば顔年齢推定）を課した際に、そこで処理される生体データが、欧州の利用者については特別なカテゴリーの個人情報として扱われる一方で、日本の利用者については一般的な個人情報としてしか扱われないという事態にならないよう、日本でも規律が必要。特に、子供の生体データが取得された場合、大人に比べて長期間、リスクにさらされるので、とりわけ配慮が必要。
- 子供の年齢について、16 歳と明確化されること及び法定代理人からの同意取得等については直ちに反対するものではないが、時期尚早。特に EC やオンラインゲームなどのオンライン取引においては、16 歳未満か否かを事業者が明確に知得できない事態が生じることが一般的であり、利用規約への同意、本人からの年齢の申告等を前提として取引が行われている。この状態で、子供に関する規律が設けられた場合、事後的に 16 歳未満であることが発覚した時には、当該時点以降、かかる義務が直ちに生じ得ることを懸念したシステム改修あるいは厳密な年齢確認の二択を迫られる

ことで、子供の活動を過度に規制する上、ビジネスに致命的な影響が生じるおそれが十分にある。今後、年齢確認を行う制度等が作られるなど、事業者としての対応が限定され合理的に行える環境が確保できた段階で、かかる規制を導入することが合理的であり、現時点で、導入すれば致命的な悪影響が生じることに留意すべき。

- 同意取得や通知における法定代理人の関与について、
 - ・ 子供の個人情報等の取扱いに係る規律を、個人情報に関する従来の規律とは別に設けるという考えについては、子供の支援や教育といった政策にも大きくかわる分野であることから、文部科学省やこども家庭庁など、関係省庁も含むステークホルダーを交えた上で、利活用の観点からも慎重な議論をすべき。
 - ・ そもそも、どういったケースを問題視し、子供のどのような情報についてどのような観点で追加的な規制を設ける必要があるのかや、子供が自らの個人情報についてどこまで自らの意思に基づいて提供や同意等ができるのかなど、制度設計に当たって重要な論点を議論・整理すべき。
 - ・ 民法における未成年取消の例外として定められている行為に際して提供される個人情報等については、法定代理人の関与を求めるべきでない。例えば、小遣いの範囲でＣＤの娯楽品、日用品や食料品、衣類等の予約や購入をする、オンラインゲームを利用する、通学定期券の購入をする、といった取引に関連して個人データや個人関連情報等の第三者提供が行われる場合に、法定代理人の関与を求めて、本人とは別に法定代理人から同意を取得したり、漏えい等が発生した場合に備えて法定代理人の個人情報や連絡先を収集したりすることは困難。
 - ・ 特にインターネットを通じた通常のビジネスやサービスにおいては、子供をターゲットにして設計されたサービス等でない限り、子供であることを特に意図せずに子供のデータを取得していたり、子供のデータが大人のデータと渾然一体となって管理されていることが多く、また、継続的にサービスを利用している場合、取得当時は子供のデータであっても経年によって大人のデータになるといったことも起こり得ることから、子供と大人を常に明確に区分しながら扱いを変えて措置を講じたりすることはかなりの困難を伴うものであり、現実的でない。実態の把握と影響分析をしっかり行った上で、慎重に議論すべき。
 - ・ 幅広い年齢層を対象としたサービス提供に際し、年齢確認を必ず実施することは、身分証の提示の有無を問わず非現実的であること、利用規約等で一定の年齢未満は利用不可と定めている場合に、それを無視して利用した子供がいたとしても事業者としては子供が利用しているかどうか確認できないことから、仮に法定代理人の関与について検討するとしても、対象となる情報や場合を限定した上で、子供であることを事業者が知らないことについて「正当な理由がある場合」は、広く認められるようにするか、「子供であることを事業者が知らなかった場合」とすべき。
- 利用停止等請求の対象拡大について、

- ・ 民法における未成年取消の例外として定められている行為に際して提供される個人情報等についてまで、事業者が違法行為等がないのに利用停止等請求を認めるべきではない。
- ・ 子供による不正利用の再発防止等、他人の生命財産等の保護のために、不正行為を行った子供の個人情報を保持することも考えられることから、今後追加される類型も含めて、第三者提供等に同意取得が不要な場合については、利用停止等請求の対象とすべきでない。
- ・ こういったケースを問題視し、子供のどのような情報についてどのような観点で追加的な規制を設ける必要があるのかや、子供が自らの個人情報についてどこまで自らの意思に基づいて提供や同意等ができるのかなど、制度設計に当たって重要な論点を議論・整理すべき。
- 責務規定については、個人情報の取扱いに関して「最善の利益」が何であるかを事業者が判断するのは極めて難しい場合があり得る。例えば、子供本人はサービス利用の希望があるが、法定代理人はサービス利用をしてほしくない、そのサービスは公序良俗に反するものではなく、多くの子供たちも使っているサービスである、といった場合に、本人の意思に反して法定代理人が個人情報の利用停止等を請求してきた場合、事業者としてどう判断したらよいか悩ましい。子供が自らの個人情報についてどこまで自らの意思に基づいて提供や同意等ができるのかについて整理・議論しない限り、このような責務規定を定めても実効性がないのではないか。
- 子供の権利利益の保護は重要。一方で、明らかに 16 歳未満を対象としていないサービスを含め、すべてのサービスに利用者の年齢確認を求めるのは過剰規制。
- 利用者の年齢確認の在り方について、16 歳未満を対象としていることが明確なサービスにおいて、サービス利用時に法定代理人による 16 歳未満の本人の利用に関する事前同意が取り付けられているのであれば、追加的な年齢確認は不要とすべき。また、厳格な年齢確認の義務化は過度な負担となりかねないため、年齢確認方法については、法定代理人または（16 歳未満である）本人による申告を基本とすることを軸に慎重かつ丁寧に検討すべき。
- 制度設計に当たっては、民事上の規律との整合性や実務の実態等も踏まえ、用語の定義や事業者の責任の範囲等を明確化すべき。サービス一般への過度な規制とならないように、「子供を対象とするサービス」と「子供を対象としないサービス」に係る考え方を示し、あくまで前者に対してのみ、追加の権利利益の保護を図るべき。
- 子供の年齢や法定代理人の確認に当たっては、対面やオンライン等によって実効性のある対応が異なるところ。サービス提供の実態に即した規律とすべく、事業者から十分なヒアリング等を行うなど、慎重かつ丁寧に議論を深めるべき。
- 子供の発達や権利利益を適切に保護するという趣旨に鑑み、本規律に基づく義務の対象範囲を、子供を消費者として想定した物品役務の提供

に関連した個人情報の取扱いに限定すべき（注 12 で引用されている GDPR 第 8 条第 1 項でも、“in relation to the offer of information society services directly to a child”と記載）。

- 国際的な相互運用性の確保という観点から、子供の脆弱性を悪用する不適正利用に対し規制を機械的に導入することなく、現行法制度下での執行強化を含め、実効性のある形で対応すべき。
- 法定代理人に対する通知については、まずは法定代理人に通知がなされなかったことで子供の権利利益が侵害された事例の有無や実態等を精査した上で、規制の要否を検討すべき。
- 「本人が 16 歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合」に当たる具体例を分かりやすく例示すべき（委員会資料にある例示は、「本人が法定代理人から営業を許可されている」という限定的な事例で、一般的な実務上、有益な例外には当たらず）。
- 仮に事業者側に法定代理人の確認義務が課されるのであれば、法定代理人やその連絡先に関する真正性を確保できない場合等における責任の所在も明確化すべき。
- 「欧米で運用されている」という理由だけで、不要なデータを収集することは厳に慎むべき。諸外国が直面している課題を分析した上で、法制度の在り方を検討すべき。
- 対象年齢を 16 歳未満とするのか、または、米国の COPPA（児童オンラインプライバシー保護法）も踏まえ 13 歳未満とするのか、各種ビジネス実態も考慮に入れ、慎重かつ丁寧に検討すべき。
- 本人と法定代理人の関係の把握方法に関しては、事業者にとって過度な負担とならないように、法定代理人による本人との関係に関する自己申告とすべき。また、法定代理人からの同意取得方法や法定代理人に対する通知方法についても、事業者の意見やビジネスの実態等を十分勘案した上で、事業者への過度な負担とならない方法を明確に示すべき。
- 統計作成や契約履行に必要な場合等に同意取得が不要となるのであれば、子供の法定代理人からの同意取得も同様に不要とすべき。
- 個人関連情報の第三者提供について、そもそも特定の個人を識別できないため年齢を把握できない場合は、法定代理人からの同意取得を不要とすべき。
- 子供の個人情報等に関する利用停止等請求は、事業者に違法行為があった場合等に限定されるべき。
- 事業者が対応すべき事項と、保護者や法定代理人が対応すべき事項（例：デジタルリテラシーの習得等）は峻別して議論すべき。
- 事業者が子供の個人情報等の取扱いを変更したり新たな対応を行ったりする際には、通常、大規模なシステム改修や事業者内の運用変更・構

築等に時間を要するところ。改修等の判断のために必要な事項が規則・ガイドライン等で確定した後、改修等の実施期間を確保すべく、施行まで十分な時間的猶予を設けるべき。

- 子供が心身の発達過程にあることを考慮すればいずれも妥当。しかし、利用停止等請求の例外が多く列挙されている点は問題。
 - ・「法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合」については、利用停止等請求の例外となる理由が不明であり、法定代理人と本人の意向が異なることがあり得ることを考慮すれば、むしろ利用停止等請求の対象とすることが適切。
 - ・「要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合」については、取得時ではなく、利用停止等請求時にその要件が満たされているという趣旨であれば合理的。例えば、「利用停止等請求を拒むことが法令により正当化される場合」であれば例外として合理的。
 - ・「本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合」について例外とする理由が不明。民法の未成年取消と利用停止等請求では、取消、利用停止等請求を受ける相手方の置かれる状況が異なることに注意が必要。未成年取消を受ける相手方は、取消前には有効であった契約等を前提として行動していたにも関わらず、その契約等が失効することにより、不利益を被ることがしばしばだが、利用停止等請求では相手方に必ずしもそのような事情があるとは限らない。
 - ・「法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合」についても、例外とする理由が不明。これも利用停止等請求を受ける事業者の不利益がなければ当該請求は認められるべきであるから、「本人の営業に関する情報であることにより、利用停止等請求を受けた個人情報取扱事業者の事業活動に支障がある場合」であれば例外としての合理性がある。
- 利用停止請求権の拡大のところの例外が広すぎるのではないか。
 - ・「法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合」については、なぜ利用停止請求の対象にならないのか不明。
 - ・「要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合」については、取得時ではなく、利用停止請求時にその要件が満たされている必要。
 - ・「本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合」についてもなぜ利用停止請求を拒む根拠となるのか不明。
 - ・法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合」も理由が不明。
- SNS等へ書き込まれた散在情報としての個人情報の削除を求めることを想定しているのであれば、それは保有個人データに該当せず、法の利用停止請求権の趣旨にもそぐわない。それ以外にどのようなケースを想定しているのか明らかにすべき。
- 「子供の個人情報の取扱い」について、一定の場合に法定代理人等への通知の義務付けが望ましいが、そもそも子供の個人情報を取得すること

自体が問題になるサービスではないことを前提とする必要はないか。もし適切なサービスではない場合に法定代理人の同意があればいいとは考えられない。

- 子供は個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいことを鑑みると、子供のデータについては一定の利用や通知方法等についての制限が必要。具体的には、子供の生体データの一層の保護、プロファイリングを含む自動的な意思決定の禁止、プロファイリングに基づくターゲティング広告の禁止、誘導、欺まん、その他彼らの脆弱性を突くような行為（ダークパターン等）の禁止、年齢確認（ないし年齢保証）に関するガイドラインの策定を提案。
- 「最善の利益を優先して考慮」することは子供の権利の保護上必要な内容であり、事業者および法定代理人等にも適用されるとするのは必要だが、何が最善の利益かの判断は難しいので例示等を示す必要。
- 事業者、法定代理人、行政機関等は子供本人の最善の利益を優先して考慮せよとの責務規定を設けることに賛成。
- 「16 歳未満」という年齢基準の設定は、義務教育終了年齢（中学校卒業時の 15 歳程度）と概ね整合しており妥当。一方で、高等学校のような教育現場では、同じ学年内でも 15 歳（1 年生の一部）と 16 歳以上の生徒で異なる取扱いが必要となる可能性があり、こうした実務上の課題についても配慮が必要。
- 今回の改正により、従来「グレーゾーン」とされてきた事実行為としての情報取得についても、16 歳未満の場合は法定代理人の同意が明確に求められることになる。そのため、法令遵守の困難さや高いコンプライアンスコストを理由に、サービス内容を変更したり法規制の対象となる子ども向けサービスを中止したりするといった問題や事業者への負担が我が国においても生じるおそれがないか検証すべき。
- 民法上の未成年者契約に係る手続は引き続き適用されるため、18 歳未満の者から契約に際して個人情報を取得する場合には、契約自体についての法定代理人の同意も別途必要となる点に留意が必要。
- 子供の個人情報等の取扱いについては、年齢確認や法定代理人同意の確認方法など実務上の課題も少なくない。個人情報保護委員会においては、これらの実務的課題に対応するための具体的な基準や手続を示すことが求められる。特に、オンライン環境における実効性のある年齢確認・法定代理人同意確認の方法や、教育機関等における実務的対応について明確な指針を示すことが必要。
- 法定代理人を誰にするのか、仮に親権者が代理人となるのであれば、その妥当性をどのように考えるのかなど、具体的で精緻な論議が必要。
- 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも十分に期待できない子供の個人情報等の取扱いにおける権利利益の保護を検討することに賛成。法定代理人への情報提供やその同意を取得すべきことを法令の規定上明確化すること、及び利用停止等請求権の拡張については

基本的に賛成する。ただし、虐待等のように親子等の利害が相反している場合には、子供の保護が徹底されるよう配慮が必要。子供の個人情報の取扱いに係る年齢基準を 16 歳未満とすることについては、必ずしも行為能力についての民法の成人年齢（18 歳）を基準とすべきとは思われないが、対象となる情報の性質や利用態様によって吟味することが必要。例えば未成年者が SNS で要配慮個人情報やセンシティブな情報の送信をした場合などは、なお 16 歳以上の未成年者を保護すべき場合がある。GDPR では、大人であっても同意の撤回が明文で認められており、同意の撤回ができないと解釈されている日本の個人情報保護法とは同意の位置付けが異なる。そのため、子供の個人情報に関する同意の問題については、一般的な同意の問題とセットで（例えば同意の撤回を認めないのであれば、年齢基準は GDPR の規定より上に設定する必要等）検討されるべき。上記を踏まえ、子供の個人情報保護等については、子供の保護の観点から明確な規制を設けるべき。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

ア 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

- 個人の権利利益をより実効的に保護するため、特定個人への働きかけが可能となる個人関連情報は、安全管理措置義務等の義務の対象とすることが適当。そうした個人関連情報については、今次の改正では必ずしもなく、議論を十分に尽くしたうえで将来的には、国際的な制度調和の観点からも個人情報の範囲を広げた上で、その取扱いの規律として整理すべきである。
- データベース等を構成しない（少なくとも予定されていない）ものは対象となるべきではない。連絡を通じた権利利益の侵害は防がれるべきとしても、個人情報保護法で規律すべき対象なのか、適切に規律できるのかは疑問。
- 連絡手段として使える個人関連情報について個人情報と同様に不適正利用及び不正取得の規律を適用することには強く反対。
- そもそも Cookie ID はデバイスやブラウザを識別する情報であって、連絡可能な情報ではない。事例として挙げられている「クレジットカード情報や認証情報」についても、連絡可能な情報ではない。これらの個人関連情報に対して連絡可能性を前提とした規律を適用することは、過剰な規制であり、事業者の経済活動を必要以上に阻害するおそれ。
- 連絡手段として使えるかどうかと個人情報として保護するかどうかは別の問題であり、個人情報保護法で対処すべきかどうかも含めて慎重に議論すべきである。
- そもそも、「違法または不当な行為を助長し、誘発するおそれがある方法での、個人関連情報の利用」や「偽りその他の不正の手段による個人関連情報の取得」とはどういうものがイメージされているのか、認識のすり合わせが必要であるところ、広告目的の利用が前者の事例として挙げられてい

ることにも違和感。

- 仮名加工情報や匿名加工情報については、識別行為の禁止義務が双方にあり、また、仮名加工情報については連絡禁止の義務があるところ、追加の規律の必要性がどこにあるのか疑問。
- フィッシングサイトについては特定商取引法や特定電子メールの送信の適正化等に関する法律によって規律されていても取り締まりができていないものであり、新たに個人情報保護法で規律しても効果が全く期待できない。委員会文書に記載している例が具体的に権利侵害が深刻となる例として現実的であるということが難しいのではないか。現行法の匿名加工情報に関する規律（本人への連絡等の禁止）を前提とした場合「不適正利用」および「不正取得」の規制が必要となるケースを想定することができない。
- Cookie ID で特定の個人に連絡できる（電話やメールによる連絡と同程度の働きかけが可能となる）ケースを具体的に明らかにした上で議論すべき。
- 個人関連情報の不適正利用や不正取得に対して規制を適用する場合、個人情報の不適正利用や不正取得の違法性、不当性と同水準の行為に限定すべき。
- 現行法では、本人への連絡等を目的として匿名加工情報や仮名加工情報を利用することを禁止。不適正利用および不正取得に対する規制が実際に必要となる具体例を示すべき。
- Cookie ID については、電気通信事業法におけるいわゆる外部送信規律においても規律されているところ、これ以上規則を複雑化し、事業者の負担が増加するような状況は避けるべき。
- 氏名等により個人を特定できない情報であっても、Cookie（クッキー）のように、インターネット上で閲覧者を識別するための識別情報を用いれば、動画閲覧サイトで行われているレコメンド（お勧め）機能のように、オンラインで、特定の Cookie を持つ端末だけに特定の情報を表示させることが可能である。この結果、個人情報ではない識別情報であっても、プロファイリングにより閲覧者の属性や趣味嗜好に合わせた情報表示や取扱いが可能であり、人の思考や行動に影響を与えたり、人に対する差別的取扱いに用いたりすることもでき、自己情報コントロール権を中心とする人の権利利益を侵害し得る。GDPR も 4 条(1)において規制対象である「個人データ」に識別情報を含めている。以上を踏まえ、個人情報保護法においても識別情報に対する規制を拡大することが必要である。ただし、識別情報の全てを「個人情報」に含めて、現行の個人情報保護法における個人情報の取扱いのルールをそのまま適用することは、識別情報の利活用の過度な規制ともなりかねないため、識別情報の中でも本人の意思決定に影響を与えることが可能なものについて規制を拡大していくべきである。2 月 19 日の委員会文書においては、特定の個人に対する働きかけが可能

となる個人情報について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することを提言しているが、本人の意思決定に対する影響は、不適正利用や不正取得の場合に限らず認められることから、それらの場合以外でも個人情報と同様の規制をすべきである。したがって、個人情報ではないものの個人に到達することが可能な識別情報は、個人情報と同等の規制を行って保護を拡大すべき。

イ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

- 実質的に、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」の「配慮事項」を法定するものと理解でき、その限りでは妥当。利用停止等請求のためには、元となる顔画像を複数送付等することによる本人確認が必要となることを考慮する必要。
- 対象となるデータが「顔特徴データ等」と具体化されており、対応すべきリスクが明確になっている点を評価。しかし、想定されるリスクは特定の利用用途において顕在化の可能性があるものであり、顔特徴データ自体に内在するわけではないと理解。また、「本人が関知しないこと」「一意性、不変性が高いこと」「本人の行動を長期に追跡すること」のそれぞれの要素についてどのようなリスクが内在しているのかの整理は必要。それらを踏まえ、顔特徴データ等に一律的な規制を設けるのではなく、リスクに応じた適切な規律を設けることが肝要。
- 顔特徴データ等については、特に要保護性が高いため、実効性のある規律を設ける必要。個人情報の利用目的については、顔特徴データ等を取り扱う場合においては、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求めることが必要。また、顔特徴データ等の取扱いに関する一定の事項を本人に対し通知又は十分に周知することを前提に、本人による事後的な利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟に可能とすることが必要。
- 現行個人情報保護法において、生体データを直接的に規制した規定はない。2月19日の委員会文書では、顔特徴データ等の取扱いに関する一定の事項の周知を義務付けること、顔特徴データ等について違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能とすること、オプトアウト制度に基づく第三者提供を認めないことなどが提言されているが不十分である。したがって、生体データの取扱いについての法規制の一環として、生体データを要配慮個人情報とした上で、本人の同意や利用の必要性に応じて例外的に利用を許容する厳格な規制を設けるべき。
- 顔特徴データ等に関する規律を新たに設けることには反対。
- 顔特徴データ等の「等」に何を含む想定であるか、具体的な事例とともに明らかにしていただきたい。

- 利用目的や利用の態様によってプライバシー侵害の蓋然性は異なるものであり、はたして「類型的に侵害につながりやすい」といえるのかは疑問。事例として挙げられているケースは、カメラを複数地点に設置し、かつ、顔特徴データを用いて半永久的に追跡し続けるというかなり特殊なケースであって、一般化できる事例ではない。
- 本人の同意を得て取得・利用した顔特徴データを、法令に違反した取扱いをしていないにもかかわらず後からの利用停止に応じなければいけないとすれば、例えば製品開発や機能改善のために、本人の同意を得て顔特徴データを利用していたような場合にもそれらが後から使えなくなるといった支障が生じるおそれがあることから、顔特徴データであることを理由とした利用停止等請求の拡大には反対。
- 利用目的や利用の態様がどのような場合に、後からの利用停止を認めないとプライバシー侵害の蓋然性が高くなるのか、慎重な議論が求められる。
- 防犯や防災に必要な生体データは人の生命財産の安全のために有益に利用できるものであると同時に本人に関与させることが適当ではないケースもあり、それらを個別に特別法で除外することは生命財産の危機を呼ぶ可能性があるため、生体データが防犯や防災のために必要な場合については本人関与等について認めないとすべき。
- 顔特徴データ等は単体では特定の個体をプログラムによって識別できるが、誰のデータであるか氏名等と一体で管理していない限り特定の個人との紐づけが困難。そのような場合にはデータが誰のものか判断できないため、利用停止等請求の対象から外すべき。
- 以下の事態を招来しないように、実務上の該当性を判断する際に必要となる、「顔特徴データ」に関する定義や事例について、ガイドライン等で明確かつ具体的に記載すべき。
 - ・ 文言上「顔特徴データ」に該当するがために、意図せざる結果として当該規律を受けることとなり、本来不要な対応を実施せざるを得なくなるなど、開発等の事業活動に著しい制約。
 - ・ そもそも「顔特徴データ」該当性如何の判断に時間を要するため、開発に後れを取りビジネス機会を逸するなどの悪影響。
 - ・ 抽象的な定義に対する解釈の余地が発生するため、「該当するかもしれない」「該当した場合に利用停止請求を受け入れなければならないのであれば、開発／サービスが成立しないかもしれない」など、保守的な判断をせざるを得ず、結果として開発やサービス提供を断念するなどの悪影響。
- 顔特徴データを統計作成等に利用する場合には、本人同意なき個人データ等の第三者提供を可能とすべき。
- 違法行為の有無等を問うことなく柔軟な利用停止が可能となれば、体制整備に要するコスト等、事業者にとって過度な負担となりかねず。一定の例外事由を設ける際には、現行法における他の規定（例：第 35 条第 4 項但書）との法的な整合性を図りながら慎重かつ丁寧に検討すべき。
- 顔特徴データ等は必ずしも他の個人情報と紐づいていないため、利用停止請求があってもどのデータが該当するか判断できないケースも想定される

ところ。そのような場合、保有個人データに該当しない旨明確化すべき。

ウ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

- 規律の整備は避けがたいと思うが、事業者への影響は十分な聴取が必要（企業情報データベース提供事業者、地図情報提供事業者等）。
- オプトアウト届出事業者が明確に認識しないまま意図せず犯罪グループに名簿を提供してしまうことを防ぐため、一定の場合に提供先の利用目的や身元等を特に確認する義務を課すことが必要。オプトアウト届出事業者に、取得元における取得の経緯や取得元の身元等の確認について、より高度の注意義務を課すこと、具体的には、一定の場合には取得元の身元や取得の適法性を示す資料等を特に確認する義務を課すことが必要。
- 中間整理において示された、オプトアウト届出事業者が明確に認識しないまま意図せず犯罪グループに名簿を提供してしまうことが生じ得るような状況は、自己情報コントロール権の保障として極めて不十分。2月19日の委員会資料において示された提言には賛成するが、本人による提供の停止の実効性には限界がある。一層の実効性の確保のためには、個人情報保護委員会がオプトアウトの届出情報（法第27条第2項）に基づいて、個人情報の不適正利用（法第19条）がされていないかを含め、個人データが適切に取り扱われているか十分な監督を行うことが重要である。また、個人情報保護法違反の抑止のためには、違反者に課徴金という経済的負担を課すなど、より実効性の高い規制を設けることが必要。
- 提供先の身元や利用目的に関する情報取得の適法性をどのような方法・基準で確認すべきか、要件や対象を明確化し、問題視されているような事案以外の健全なビジネスやサービスに影響が出ないように慎重に議論すべき。
- 名簿屋事業者の最も大きな問題は、個人を識別することができる情報が記載されている名簿が取引されている事実を当該本人が知ることができる機会がないまま、形式的にオプトアウトできるようになっているものの本人が関知しないうちに容易に第三者が取得することが可能である点にあり、WEB上で公表されていて不特定多数にアクセスされることが許容されている情報（会社等の組織情報）や不特定多数に交付される名刺に記載されている情報以外の名簿についてはオプトイン規制としない限り問題は解決しない。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

ア 勧告・命令等の実効性確保

- （速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方及び個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方について）現行制度は、第三者提供は一律同意が必要とする一方で、執行の場面で権利利益侵害性を判断し、該当する場合にのみ行政上

のアクションを起こすという体系になっているため、執行の場面で考慮していた内容を実体的な規律として明確化していったほうがよい。

- 現行の勧告・命令等の実効性確保について必要な対策を講ずることは賛成。なお、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」の活用や民法の規定で対応できる部分を明確にして、その部分については個人情報保護法での対応は不要とされたい。
- これまで、命令に至った事案がほとんどない現状をふまえ、どのような事案を対象としてどのような見直しが効果的なのか、必要性の有無や手続保障にも配慮しながら、慎重な検討をすべき。
- 第三者に対する行政処分については、現状の個人情報保護法の規定では対象とならない行為や者が、関係する事業者の行為によって突然個人情報保護法上の行政処分の対象となるおそれがあり、必要性や予見可能性の担保も含め、極めて慎重な議論が必要。また、必要性の議論をするに当たり、想定している問題事案が、第三者が処分対象となっていないことで発生しているのか、そもそも問題となる事業者を個人情報取扱事業者ではなく第三者として整理していることで発生しているのかといった、現行法に照らした分析も重要。

イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

- 令和2年改正法においては、個人情報データベース等不正提供等罪について、法人両罰規定の法定刑を引き上げた一方、行為者に対する罰則については、罰則が創設された平成27年改正法の施行から十分な時間が経過していないことも踏まえ、法定刑を維持することとされたが、その後、十分な時間が経過したことを踏まえ、行為者に対する罰則について法定刑を引き上げることが相当。また、個人情報の詐取等の不正取得が多数発生している状況を踏まえ、こうした行為を直罰規定の対象に含めることが相当。
- 必要な罰則の強化については否定しないが、どの程度まで罰則を強化するのかを示していただきたい。
- 直罰規定は、行為者だけでなく監督すべき立場の役員等にも大きな影響を及ぼすものであるから、「悪質事案」と呼ばれる事案を分析・整理し、それらの悪質性はどこにあるのか見極めた上で、必要性を含め、慎重な議論をすべき。

ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

- 個人情報保護法に違反する真に悪質な違反行為を十分に抑止できる課徴金制度を導入すべき。グローバルにビジネスが展開する中、日本において個人情報保護法上、課徴金制度がないために、グローバル企業の対応において、日本における本人の権利利益への十分な配慮がなされなかったり後回しにされるなどの不利益が生じるおそれがある。課徴金制度はデータ利活用を委縮させるから反対という主張もあるが、世界で最もデータ

利活用が進んでいる米国では FTC 法上の民事制裁金制度、CCPA 上の民事制裁金制度等が存在し実際に執行がなされているため、上記主張の妥当性には疑問。個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会報告書が提案する課徴金納付命令の対象となり得る違反行為の考え方は、今般の改正において導入することについて、幅広い理解を得られるのに十分な程度の限定を加えるという意味で適切。

- 対象行為については、検討会報告書に示した 4 つの類型を対象とすることは適切。これらに加えて、今回提案されている新たな規律である、同意規制、漏えい等報告時の対応、子供の個人情報の規律についても対象とすべき。主観的要素による限定は適切。個人の権利利益が侵害された場合への限定は、導入時には適切な限定であるが、不必要な限定であるので、導入した場合は、次回の改正においてこの限定の撤廃を検討すべき。大規模な違反への限定も、導入時には適切な限定であるが、不必要な限定であるので、導入した場合は、次回の改正においてこの限定の撤廃を検討すべき。
- 大規模な違反行為等への限定（裾切り）については、課徴金制度の導入時には適切な限定であるが、規模が小さいと考えられる事案であっても、より抑止の必要性が高い事案と考えられるものはあると考えられるため、次回の改正においてはこの限定の撤廃を視野に入れるべき。
- 法令への悪質な違反事例は継続的に報告されている。違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化を求める。
- 課徴金制度の導入には強く反対。データの利活用を促進するための制度や枠組みが確立しておらず、利活用より保護を重視した規制の厳格化が進んでいる現状において、課徴金制度の導入はデータ利活用へのさらなる委縮効果をもたらすだけである。
- 既存の抑止手段では抑止効果が得られないような事案がどのようなものか、そしてそういった事案のうち、経済的誘引が大きく、課徴金を課すことで抑止効果を上げられるものは何かという点についての議論が必要であるところ、そのような議論は深められておらず、個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会報告書で提案されている課徴金制度の対象事案は極めて範囲が広く、限定もされていない。検討会では、課徴金の対象事案として念頭に置かれる「悪質事案」がどのようなものなのか、共通認識があったわけではないと認識しているが、刑事事件に発展した名簿屋の事例など、犯罪に利用されるような事案が問題なのであれば、そういった事案に限定する方法はあるのか、萎縮効果や恣意的な運用を防げるかといった観点でも慎重な議論が必要。
- 昨年末にまとめた報告書では両論併記となっているが、未だに導入の必要性や対象範囲、期待される具体的効果等について十分な説明がないと考えており反対である。したがって、さらに十分な時間をかけて継続的に検討を重ねるべき。

エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

- 差止請求制度については、個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分において、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与するとともに、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが適当。
- 被害回復制度については、個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となり、個々の被害者においては事実上提訴が困難であること、及び立証も困難であることを踏まえ、個々の被害者が泣き寝入りしている現状を改善するため、特定適格消費者団体による被害回復の対象とすることが適当。
- 法令への悪質な違反事例は継続的に報告されている。違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化を求める。【再掲】
- 適格消費者団体を念頭に置いた団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入には強く反対。
- 差止請求については、不当勧誘・不当表示・不当条項といった外形的に判断できる可能性がある分野と比較して、個人情報の分野については、「法に違反する不当な行為」の外形的な判断が困難であり、事実関係の詳細な調査や専門性も求められるところ、適格消費者団体による差止請求制度を導入した場合、実際は当該事業者とは関係のない事象であっても疑いをかけられて差止請求を想定した申入れ等が発生するなど、事業活動に大きな影響を及ぼす懸念。
- 被害回復請求制度については、既に、財産的被害と併せた請求や事業者が故意がある場合については、すなわち、事業者の過失による、消費者に財産的被害が生じていない漏えい事案以外であれば、消費者裁判手続特例法において慰謝料請求が可能となっているところであり、先般の消費者裁判手続特例法の改正における議論過程を踏まえ、まずはその施行状況を見守るべき。
- 昨年末にまとめた報告書では両論併記となっているが、未だに導入の必要性や対象範囲、期待される具体的効果等について十分な説明がないと考えており反対である。したがって、さらに十分な時間をかけて継続的に検討を重ねるべき。【再掲】

オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

- 漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対処（漏えい等が生じたか否かの確認、本人通知、原因究明など）を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者については、一定程度自主的な取組に委ねること、例えば、体制・手順について認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けることを前提として、速報については、一定の範囲でこれを免除し、さらに漏えい等した個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件については確報について一定期間ごとの取りまとめ報告を許容することが適当。
- 事業者が個人データを違法に第三者に提供した場合について、個人データが漏えい等した場合については事業者が報告義務及び本人通知義務が課されることとの均衡から、漏えい等との違いの有無も踏まえ、違法な第三者提供が行われた場合においても漏えい等の報告義務及び本人通知義務を導入することが適当。
- 現状は、個人の権利利益の侵害が発生するリスクの大小にかかわらず、漏えい等のおそれが少しでもあれば漏えい等報告や本人通知を実施することが求められる運用となっており、健全な事業者ほどかなりの負担を強いられていることから、漏えい等報告を合理化し事業者の負担を軽減する方向性には賛同。
- そもそも法律では「本人の権利利益を害するおそれが大きい」場合に報告と本人通知が必要とされているところ、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、報告義務については速報免除ではなく、不要と整理すべき。
- 事業者から ID・パスワード等が漏えいした事案ではなく、利用者によるフィッシングサイトへの情報入力やコンピューターウイルス等による消費者自身のデバイスからの情報流出に起因することが多いなりすましログイン事案等において、事業者側での不正検知や利用者からの申告に基づくパスワードリセットなどの対応を経てリスクが低減・解消した場合や、グループ会社間又は委託元・委託先間での一時的なデータの誤送付や権限付与の不備等が発生したものの、速やかに誤送付データの削除や権限設定の修正等が行われた場合などは、本人の権利利益の侵害のおそれが少なくなっていたり、そもそも侵害のおそれが通常想定されなかったりすることから、これらの場合については典型的に本人の権利利益の侵害のおそれは少ないものとして、報告は不要と整理すべき。
- 「違法な個人データの第三者提供」の報告について、漏えい等発生時と具体的に何が異なるのか、本来の漏えい等報告の必要性や趣旨に照らして違法な個人データの第三者提供がどのように評価されるのか、現状の漏えい等報告における運用と比較してどのような運用を想定するのか、具体的事案をもとに慎重な検討が必要。
- 「当該個人データの第三者提供が違法であったか」については、様々な調査や個人情報保護委員会等の判断を経て後からわかるケースもあり得る

ところ、行政による執行や調査に際して必要な報告徴収は行われるであろうことを踏まえると、それに加えて「漏えい等報告」をさせる意味はない。

- 漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告義務について、漏えいのおそれのある場合を不要とすべき。
- サイバーセキュリティインシデントについてはサイバーセキュリティの専門機関に報告を行い、個人情報保護委員会は個人情報の漏えいがあった事案について当該専門機関から通知を受けるということをもって個人情報保護委員会への報告とすべき。
- 認定個人情報保護団体の活用を考慮いただきたい。

4 その他

- プロファイリングについて、機微情報を用いたプロファイリング、子供の情報を用いたプロファイリングを含め、検討を深める必要。
- 基本的方向性は、本人の権利利益への直接の影響があるものについては本人関与を認めるべきとする考え方であるならば、「直接の影響」が及ぶプロファイリングへの具体的な規律を検討することが、本来は優先されるべき。しかし、プロファイリングに関わる論点は、「今後に向けて考慮していくべき点」として先送りにされており、直接影響場面では本人関与を肯定すべきという基本的方向性の考え方と矛盾しているようにも思われる。今後は、今回示された同意例外に関する論点と同時並行で、本人の意思決定に重要な影響を与えうるプロファイリング等の論点について検討すべきではないか。
- 今回の提案では、「直接の影響」との関係で、本人関与を相対化する議論（同意例外を広げる議論）ばかりが目立つ。そもそも個人情報保護委員会は、3年ごとに見直しを検討する背景として、「プロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まって〔いる〕」ことを指摘しており、同意例外を広げる議論のみを行い、「直接の影響」が認められるプロファイリング等について議論しないというのは、見直しを検討する背景との関係でも合理性を欠く。
- 偽・誤情報の拡散・増幅など、現在の情報空間に関わる課題は、パーソナルデータの取扱いに関する課題でもあると認識することが必要。偽・誤情報対策等として SNS 規制などが活発に議論されているが、こうした課題がプロファイリングなど、パーソナルデータの取扱いとも密接に関連しているとすれば、基本理念（第3条）や本人の権利利益へのリスクを踏まえて、「個人情報保護」の観点からなうことも積極的に議論していくべき。
- 公立学校に通う子供の情報を民間事業者が提供する学習用アプリ等を通じて取り扱う場合は、教育委員会（学校）が当該情報を責任を持って管理する体制が必要。
- PIA を事業者を実施させる場合、具体的な評価項目や方法を明記したテンプレートを提供していただきたい。

- 現行個人情報保護法 1 条に規定する「個人の権利利益」が何を意味しているかは、文言上明確でない。同法 3 条は「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」と規定していることから、憲法 13 条から導かれる個人の人格権（プライバシー権等）を念頭に置いていると考えられるが、法律の解釈や運用の指針となるべき目的規定として不十分である。特にこの法律は、個人情報という、市民の日常生活に密接に関わる事項の取扱いを一般的に規定している点で、社会の在り方に大きな影響を与えるものであり、その保護する権利利益の内容を明記する必要がある。EU では GDPR、欧州連合基本権憲章、欧州連合の機能に関する条約において保護する権利利益が明確にされ、解釈運用指針として機能している。そして、裁判例が指摘しているとおり、現代社会においては自己情報コントロール権がプライバシーの権利の重要な一内容となっている。個人情報保護法は個別の規定上、自己情報に対するコントロールの仕組みを多数導入し、権利として具体化している。それにもかかわらず、その仕組みの根幹となる目的規定において、自己情報コントロール権の保障を明記しないことは解釈上重視されるべき権利を不明確にするもので妥当ではない。また、個人情報保護委員会が 2024 年 10 月 16 日に公表した「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」においては、「個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク」として 4 つのリスクが例示されているが、これらはいずれも自己情報コントロール権の保障の問題である。以上のことから、個人情報保護法 1 条（目的）に、法解釈に当たって考慮される中核的な権利利益として自己の情報の取扱いについて自ら決定する権利（自己情報コントロール権）の保障を明記すべき。
- 現行規定では、利用目的の内容を問わないため、どのような利用目的であっても、特定しさえすれば、個人情報の取扱いが可能と解釈し得る。そうすると、本人が当該利用目的を確認して個人情報を提供するか否か取捨選択しない限り、個人情報の取扱いの適切なコントロールとならない。また、そもそも事業者が本人の関与なく個人情報を取得する場合には、本人は利用目的を確認した上で取捨選択を行うというコントロールができない。中間整理では、自らの自律的な意思により選択をすることが困難な場合に、本人との関係に照らして当然認められるべき利用目的以外の利用目的で個人情報を取得・利用することや、当然認められるべき利用目的の達成に真に必要な範囲を越えて個人情報を取得・利用すること等について、不正取得（同法 20 条 1 項）や不適正利用（同法 19 条）等の規律で対応することの検討を提言しており、その方向性には基本的に賛成する。しかし、利用目的に関する現行規定において、中間整理の指摘する場合に不適正利用や不正取得になる根拠が必ずしも明確ではない。また、自らの自律的な意思により選択をすることが困難な場合に限定する必要もない。そもそも現代の情報化社会においては、市民は日常的に不可避免的に事業者に個人情報を提供しており、それぞれの場面で、自己の情報の利用目的を毎回確認して自らの自律的な意思により選択（提供の可否を判断）することは事実上困難である。したがって、本人が自律的な意思により選択を行うことが期待できるか否かにかかわらず、原則的に明文で利用目的が正当であることを要求し、正当でない利用目的での個人情報の取扱いは不正取得や不適正利用に該当することを明確に

すべきである。以上より、利用目的が正当なものであることも個人情報保護法 17 条 1 項に明記すべきである。

- 現行個人情報保護法では、有効な同意の要件は法定されておらず、同意が撤回された場合についての規定もない。このため、同意が真意に基づくことが十分に保障されておらず、同意を通じた自己情報のコントロールは不十分である。中間整理においても、本人が、自らの個人情報の提供等について、自らの自律的な意思により選択をすることが期待できない場合がある旨の指摘がされているが、このような場合は同意がされたとしても、当該同意を有効とすることはできず、同意を無効としたり、撤回を認めるべきである。このような改正を行うと、本人の同意を根拠とした個人情報の取扱いが難しくなるとの懸念もあると思われるが、個人情報の利用の必要性和本人の不利益の程度の利益衡量を可能とする条項を設けることにより、必ずしも本人の同意によらずとも、適切な範囲で個人情報を利用することができ、その方がより柔軟で迅速かつ適切な個人情報の取扱いが可能となる。したがって、GDPR の規定も参考にしつつ、有効な同意の要件及び同意の撤回についての規定を設けるべきである。
- デジタル社会の進展により、個人データを大量に収集して分析して利用することが盛んに行われているが、現行個人情報保護法上、プロファイリングに関する積極的な規制はなく、本人が気付かぬうちに、属性や趣味・嗜好を分析されて、本人の意図しない影響を受けるおそれがある。プロファイリングに対する規制としては、プロファイリングの基礎資料となり得る個人情報ではない識別情報の保護を拡大することが 1 つの方策であるが、プロファイリングにより、要配慮個人情報を推知されることについては、本人の関与（コントロール）がないままセンシティブな情報が取得され、本人のプライバシー権を侵害する程度が高く、個別に規制する必要性が高い。したがって、プロファイリングにより要配慮個人情報を推知することについて、要配慮個人情報の取得と同等の規制、すなわち、要配慮個人情報の「取得」に該当するとの解釈を明確化するか、放送分野ガイドライン 42 条 1 項のような規制をするべき。
- 40SNP で個人識別が可能であるとしているゲノムの個人識別符号性についての検討を追加すべき。
- 学術研究例外や公衆衛生例外などの判断は当該領域における専門的な知見が不可欠であり、第一次的な判断は当該領域をカバーしている認定個人情報保護団体がガイドライン等を定めて対応できるようにすべき。